



2026

ディスクロージャー誌
Annual Report



チューリッヒ・グループのパーパス

「明るい未来をともに創造する」

— Create a brighter future together —

チューリッヒ生命の経営理念

誠実であること

- 私たちは、誠実に行動し、約束を守ります。

社員のために

- 社員の個性と可能性を尊重し、多様性を持つメンバーが一つになって成功を実現します。
- 成長と自己実現の機会を提供し、社員が豊かな人生を送れるように支援します。

お客さまのために

- 常にお客さまを第一に考え、お客さまが目指している人生の目標の実現を手助けし、困った時の支えになります。
- お客さまの立場や状況を理解し、真にお客さまの役に立つ革新的な商品やサービスを提供するとともに、サービスの品質にこだわります。

社会のために

- 企業活動を通じて持続可能な社会づくりに貢献するとともに、社員による自主的な社会活動を支援します。



Contents

グループパーパス／経営理念	02
ごあいさつ	03
会社概要	05
沿革	07
決算ハイライト	09
社会貢献活動	11
SDGs(持続可能な開発目標)への取り組み	12
商品開発の状況	13
販売体制および代理店教育・研修体制	15
「お客さまの声」を経営に活かす取り組み	16
適切なお支払いのための取り組み	17
運営体制	19
資料編	26

2026年、チューリッヒ生命は創業30周年を迎えます。

平素より、チューリッヒ生命に格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当社のミッションは、若年層から働き盛り世代、シニア世代までの幅広い年齢層の方々に、「革新的かつ充実した商品ラインアップ」と「高品質なサービス（Z.Q.:チューリッヒ・クオリティ）」を「お客さまにとって利便性の高い選択権の活かせるチャンネル」を通じて提供し、お客さまにとって常にナンバーワンの保険会社になることです。

1996年にチューリッヒ・インシュアランス・

グループの日本での生命保険事業の拠点として営業を開始し、2013年に当該ミッションを打ち出して以来、おかげさまで多くのお客さまからのご支持をいただき、2026年3月末現在、当社の保有契約件数は173万件に達しています。

私たちのお客さまサービスへの情熱は不変です。日本において生命保険の販売を開始して以降最も大切にしていることは、お客さまに対して高い品質のサービスを提供することです。私たちはこれをZ.Q.（チューリッヒ・クオリティ）と称しています。

チューリッヒ生命の サービス品質に対するコミットメント

お客さまへの5つの約束

Z.Q.

Zurich Quality

1

私たちは常に、
お客さまを第一に考え、
頼れる存在でいます

2

お客さま一人ひとりの
立場や状況を理解し、
親身になって
寄り添います

3

お客さまのニーズを
しっかり受け止め、
的確に対応します

4

お客さまの期待を
上回る価値の
提供を目指します

5

お客さまの
ご満足・ご安心が、
スタッフのやりがいと
喜びです

Z.Q.の5つの約束は、社員がお客さまに対応する際に心がけている合言葉であり、社員インタビューで収集した社員の生の声そのものです。

当社では、お客さまの声を積極的に収集することを目的に、ネット・プロモーター・スコア（NPS®）※アンケートを実施しています。保険証券のお受け取り時、保全サービス時、保険金・給付金のご請求およびお支払い時などの重要なタッチポイントで、お客さまの満足度を把握するとともに、改善のヒントになるご意見をいただい

ます。2025年度、新商品の発売やご契約者向け専用サイト「マイページ」の改修などが評価され、当社のスコアは大幅に改善されました。引き続きお客さま満足度の向上を目指し、全社一丸となって取り組んでまいります。

チューリッヒ・グループのパーパス「明るい未来をともに創造する」を実践すべく、お客さまや社会、ビジネス・パートナーの皆さまから信頼され、当社を選んでいただける保険会社であり続けるための取り組みを今後も進めてまいります。

※ネット・プロモーター・スコア（NPS®）は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

私たちのお客さまにとって

No.1 の存在であること

幅広い年齢層をサポートする、
革新的で充実した
商品ラインアップ

革新的かつ充実した
「商品ラインアップ」

医療保険や定期保険などの
保障性商品、
保障を備えた資産形成商品
（変額保険）を提供

お客さま自らが選択する
時代に合った複数のチャンネル

利便性の高い
「マルチ・チャンネル」

乗合代理店、銀行窓販、
インターネットなど

お客さまへの5つの約束
「Z.Q.（チューリッヒ・クオリティ）」

高品質なサービスの提供
「Z.Q.」

現場社員の声をもとに作成した
チューリッヒの企業文化そのもの



チューリッヒ生命保険株式会社
代表取締役社長 兼 CEO

太田 健自

チューリッヒ・インシュアランス・グループ

1872年、金融の先進国スイスで誕生しました

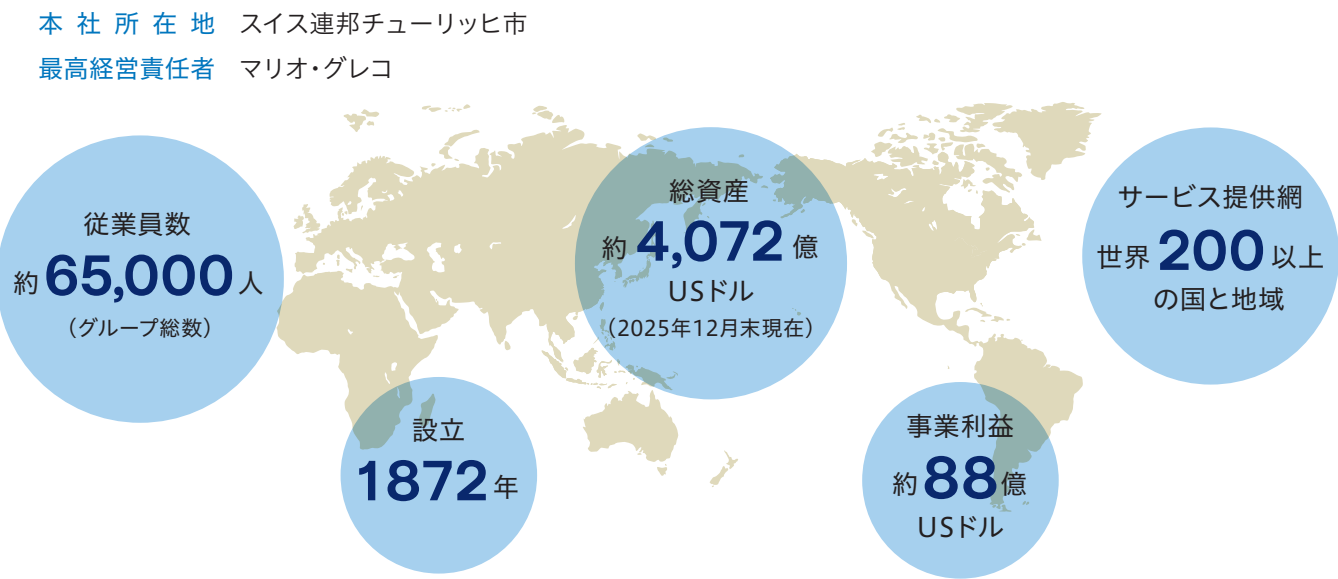
チューリッヒ・インシュアランス・グループ(以下「チューリッヒ」)は、150年以上の歴史を有する世界有数の保険会社で、200以上の国と地域で8,200万人以上のお客さまにサービスを提供し、業界をリードする株主総利回りを実現しています。

チューリッヒは「明るい未来をともに創造する」というパーパスを掲げ、従来の保険を超えるプロテクションサービスを通じてお客さまの支援とレジリエンスの構築に寄与しています。また、2020年よりブラジルの大西洋森林の再生

と生物多様性の回復を支援する「チューリッヒ・フォレスト・プロジェクト」を展開しています。

チューリッヒはスイスのチューリッヒ市に本社を置き、65,000人以上の従業員を有しています。チューリッヒ・インシュアランス・グループ・リミテッド(銘柄コード:ZURN)はスイス証券取引所に上場しており、米国預託証券プログラム(銘柄コード:ZURVY)のレベルIIに分類され、OTCQXにて店頭取引されています。当グループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。

グループの概要(2025年)



保険財務力格付け

保険財務力格付けは、保険契約者の保険金請求に応える能力に基づいた、第三者機関による保険会社の財務的健全性の評価です。グループ中核会社チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの格付けは、下記のとおりです。

Standard & Poor's
AA
格付け見通し: 安定的

Moody's
Aa2
格付け見通し: 安定的

A.M.Best
A+
格付け見通し: 安定的

※格付けは2026年6月末時点の情報に基づいており、将来的に変更される可能性があります。
※格付けは格付け会社の意見であり、保険金支払などの保証を行うものではありません。

チューリッヒ生命保険株式会社

1996年、日本でのビジネスをスタートし、創業30周年を迎えます

チューリッヒ生命保険株式会社は、チューリッヒ・インシュアランス・グループの日本における生命保険事業の主要拠点として1996年に開設し、2026年に創業30周年を迎えます。なお、2021年4月には日本支店の会社形態を日本法人へ変更しています。

若年層から働き盛り世代、シニア世代までの幅広い年齢層の方々に、「革新的かつ充実した商品ラインアップ」と「高品質なサービス(Z.Q.:チューリッヒ・クオリティ)」を乗合代理店、銀行窓販およびインターネットなど、「お客さまにとって利便性の高い選択権の活かせるチャネル」を通じて、提供しています。

名 称	チューリッヒ生命保険株式会社
代 表 者	代表取締役社長 兼 CEO 太田 健自
設 立 年 月	1996年8月
本 社 所 在 地	〒164-0001 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス16階
電 話 番 号	03-6832-1101(大代表)
事 業 内 容	生命保険業
従 業 員 数	486名(2026年3月末)
ソ ル ベ ン シ ー ・ マージン比率(ESR)*	177.3%(2026年3月末)
公 式 ウ ェ ブ サ イ ト	https://www.zurichlife.co.jp

*経済価値で評価されたソルベンシー・マージン比率



日本におけるグループ会社

名 称	チューリッヒ保険会社 (チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)
代 表 者	日本における代表者および 最高経営責任者 面浦 正親
本 社 所 在 地	〒164-0003 東京都中野区東中野3丁目14番20号
電 話 番 号	03-6832-2111(大代表)
事 業 内 容	損害保険業
日本における 設 立 年 月	1986年7月(事業免許取得年月)

名 称	チューリッヒ少額短期保険株式会社
代 表 者	代表取締役社長 服部 哲弥
本 社 所 在 地	〒164-0003 東京都中野区東中野3丁目14番20号
事 業 内 容	少額短期保険業

1996年

- 8月
・大蔵省(当時)の免許を得て「チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支店」(本社:東京都新宿区)を開設
- 10月
・通信販売専門の生命保険会社として営業を開始

2010

2008年

- 3月
・東京都調布市に「調布オフィス」を開設

2012年

- 12月
・東京都中野区へ本社を移転



本社が入るビル

2014年

- 3月
・スマートフォン専用見積りサイトの稼働を開始
- 7月
・「収入保障保険プレミアム」の販売を開始
・募集代理店の募集管理用ポータルサイト「Z-Navi」の機能を大幅拡大
- 11月
・「終身ガン治療保険プレミアム」「3大疾病保険プレミアム」の販売を開始

2013年

- 1月
・100日単位で組織の変革を目指す、「100日計画」を始動



「100日計画」の記者発表会

- 6月
・「終身医療保険プレミアム」の販売を開始
- 9月
・保険料のシミュレーションや資料請求、商品のお申し込みがネット上で完結するインターネットサービス「Z-Life」を開始
- 12月
・「定期保険プレミアム」の販売を開始
・募集代理店用の保険設計ポータルサイト「Z-Navi」の稼働を開始

2016年

- 8月
・保険金・給付金のご請求に関する「女性専用フリーダイヤル」を開設



女性専用フリーダイヤル

- 9月
・「くらすプラス」の販売を開始

2017年

- 5月
・「消費者志向自主宣言」を策定
- 6月
・「お客様本位の業務運営方針」を策定
- 9月
・「終身医療保険プレミアムDX/DX Lady」の販売を開始
・「くらすプラス」を改定

2015年

- 2月
・「終身ガン治療保険プレミアム」の窓販チャネルでの販売を開始
- 12月
・「100日計画」完了

2018年

- 4月
・保険契約手続きのペーパーレスシステムを導入
- 6月
・ご契約者向けの保全に関するお手続きなどにAIチャットボットを導入
- 11月
・AI-OCRを活用した保険金・給付金の支払ワークフローシステムを導入

2020

2019年

- 4月
・「定期保険プレミアムDX」「収入保障保険プレミアムDX」の販売を開始
- 5月
・保有契約件数が100万件に到達

2020年

- 6月
・「終身治療保険プレミアムDX」の販売を開始

2021年

- 1月
・非対面で保険申し込み手続きができる「リモートペーパーレスシステム」の運用を開始
- 3月
・カヌー・スラローム羽根田卓也選手とスポンサー契約を締結



羽根田卓也選手

- 4月
・日本法人「チューリッヒ生命保険株式会社」へ移行
・「終身ガン治療保険プレミアムZ」「3大疾病保険プレミアムZ」の販売を開始
- 9月
・「くらすプラスZ」の販売を開始

2022年

- 3月
・「定期保険プラチナ」の販売を開始
- 6月
・「終身医療保険プレミアムZ」「終身医療保険プレミアムZ Lady」の販売を開始
- 11月
・SDGs達成に向けた取り組みの一環として、高校生を対象とした金融教育授業を実施



金融教育授業

- 12月
・「終身医療保険プレミアムZ ワイド」の販売を開始

2023年

- 1月
・ジブラルタ生命保険株式会社との代理代行販売を開始
- 12月
・「令和6年度 東京都スポーツ推進企業」の認定を取得(4年連続)



「東京都スポーツ推進企業」認定マーク

2024年

- 4月
・保有契約件数が150万件に到達
- 7月
・「終身保険プラチナ」の販売を開始

2025年

- 4月
・「チューリッヒの変額保険フューチャーリンク」の販売を開始
- 12月
・「収入保障保険プラチナ」の販売を開始

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	75,511	96,040	109,794	206,552	132,713
経常利益(△は経常損失)	△ 996	233	△ 744	9,217	△ 2,994
基礎利益	△ 1,124	1,085	118	10,083	△ 2,282
当期純利益(△は当期純損失)	△ 1,034	203	546	6,348	△ 2,645
総資産	134,007	153,649	180,837	147,629	168,593
うち特別勘定資産	152	119	122	108	1,894
責任準備金残高	31,254	36,325	40,073	59,594	66,241
貸付金残高	1,300	—	—	—	—
有価証券残高	80,810	44,972	83,255	53,903	56,448
ソルベンシー・マージン比率					
新基準	—	—	—	—	177.3%
旧基準	1,029.0%	1,089.2%	1,062.5%	1,940.2%	—
従業員数	374名	388名	429名	470名	486名
保有契約高	952,867	991,000	1,128,351	1,288,812	1,855,305
個人保険	952,039	990,141	1,127,461	1,287,675	1,854,205
個人年金保険	828	859	890	1,136	1,100
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

(注) 1. ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出しています。
2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2025年度の決算の概況

■ 契約件数

●新契約件数
当社が1年間に販売した保険契約(件数)を示す数値です。

新契約件数：17万3,084件
(2025年度)

●保有契約件数
当社が保有している保険契約(件数)を示す数値です。

保有契約件数：173万4,579件
(2025年度末)

■ 年換算保険料

回数や期間などの保険料の支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示す指標です。新契約、保有契約それぞれについて、算出されます。

●新契約年換算保険料

新契約年換算保険料：141.1億円
(2025年度)

●保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料：813.4億円
(2025年度末)

(注)金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

■ 保険料等収入

ご契約者から実際に払い込まれた保険料および再保険収入で、生命保険会社の収益の大半を占めています。

保険料等収入：1,308億円
(2025年度)

■ ソルベンシー・マージン比率(ESR)

生命保険会社が、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどれだけ有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。
2025年度決算からは、保険会社の資産・負債を基準日時点の金利環境等を踏まえて経済価値評価(時価評価に相当)のうえ算出するよう計算基準が見直されました。なお、新基準ではこの比率が100%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率：177.3%
(2025年度末)

■ 逆ざや

経済環境の変化により、予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない状態を「逆ざや」といいます。

逆ざやはありません

■ 総資産

現金及び預貯金、有価証券、貸付金、有形固定資産、無形固定資産などの資産の合計額を表します。

総資産：1,685.9億円
(2025年度末)

社会貢献活動

チューリッヒ・コミュニティ・ウィーク2025

2012年にスタートした「チューリッヒ・コミュニティ・ウィーク」は、チューリッヒ・インシュアランス・グループが世界各国でボランティア活動を行う社会貢献活動週間です。当社では、地域の皆さまに支えられている企業として、継続的なコミュニティへの支援を重視しており、2025年も当該期間中に以下の活動を実施しました。また、これらの活動を通じて集まった寄付金は全額、社会福祉法人中野区社会福祉協議会、社会福祉法人調布市社会福祉協議会、認定NPO法人delete C、認定NPO法人ピッコラレーに寄付を行いました。

チャリティセールの開催

当社のオフィスがある、東京都中野区と調布市で職業支援を行っている団体から購入したパンやお菓子、チューリッヒ農園(千葉県柏市)の採れたて野菜、そして当社ブランド・アンバサダーの羽根田卓也選手とのご縁で株式会社マイティワインにご協力いただきスロバキアワインを社員向けに販売し、寄付を募りました。また、チューリッヒ農園で収穫された野菜は社員へのチャリティ販売に加え、埼玉県の子ども食堂にも贈られました。チャリティ販売の売り上げは全額寄付として、地域コミュニティやNPO法人に贈られました。



七夕短冊の作成ボランティア

病院施設にいる子どもたちが七夕で使用するためのオリジナルの短冊を社員ボランティアが作成し、認定NPO法人シャイン・オン! キッズへ寄贈しました。



ギフトラッピングボランティア

児童養護施設などに寄贈される文房具や生活雑貨をラッピングするボランティアをNPO法人ハンズオン東京経由で行い、参加した社員により60個を制作・納品しました。



オンラインセッションの開催

認定NPO法人ピッコラレーによる活動紹介をオンライン形式で行いました。児童虐待死で一番多いのは生まれたその日に亡くなる命ということ、そして「妊娠の困りごと」に寄り添う活動についてお話いただきました。社会課題に対して自分にできることは何か、深く考えさせられる契機となりました。セッション開催後にボランティアを希望する声が多くあがるなど、社員からの反響がとても大きいイベントとなりました。

国連機関への支援活動

WFPウォーク・ザ・ワールドへの参加

WFPウォーク・ザ・ワールドは、途上国の子どもたちの飢餓をなくすために国連WFPが開催するチャリティーウォークで、参加費の一部は国連WFPの学校給食支援に役立てられます。チューリッヒ生命は、横浜会場での本イベントに、グループ会社のチューリッヒ保険と協賛しており、2025年度は80名を超える両社の社員が参加しました。



SDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

チューリッヒ・インシュアランス・グループが定めるゴール

チューリッヒ・インシュアランス・グループでは「ピープル(社員)」「カスタマー(お客さま)」「プラネット(地球)」の3つを注力分野とし、保険会社として、投資家として、雇用主として、積極的に社会に貢献していくことを使命としています。

主な取り組み

「Web約款」の導入・推進

これまでお客さまに冊子で交付していた約款をWeb閲覧に代替できる仕組みを整備しています。2026年6月末現在、利用率は90%程度にのぼっており、紙資源の節約だけでなく、冊子作成時・配送時に排出されるCO₂削減にも貢献しています。



「リモートペーパーレスシステム」の導入

従来の対面方式に加え、募集代理店の募集人とお客さまとがオンラインでの相談後に、お客さまのスマートフォンで保険のお申し込みが完結できるシステムを2021年1月に開発、導入しています。本システムは、従来手交していた書類を電子化することにも対応しており、お客さまの利便性向上だけでなく、CO₂削減にも貢献しています。

ESGに配慮した投資

持続的な社会の実現の観点から、投資先とのエンゲージメントを通してESGへの取り組みを促し、継続的にモニタリングを行っています。

ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)

当社では、女性活躍推進法に基づく取り組みを推進しており、女性の部長数は着実に増加しています。また、男性育休取得者とその上司、子育てと仕事を両立する女性管理職によるランチタイム座談会等を実施するなど、男性育休取得や昇進への心理的ハードルを下げる取り組みも行っています。

また、D&Iの取り組みの一環として、毎年、子どもたちの夏休み期間中に「ファミリーデー」を開催し、社員の家族による仕事や職場への理解促進、同僚・家族間のコミュニケーションの活性化などを図っています。

障がい者雇用においては、千葉県柏市の「チューリッヒ農園」で、障がいを持つ社員が旬の野菜を栽培し、オフィスで働く社員の「食」をサポートしているほか、社員が参加できる収穫体験等を通じて、社員との交流を図っています。



オフィス周辺での清掃活動

地域社会への貢献に資する取り組みの一環として、社員有志を募り、中野・調布の両オフィス周辺の清掃活動を定期的に行っています。



ブランド・アンバサダー羽根田卓也選手との活動

当社は2021年から、日本のカヌー界に大きな影響を与え、今なお第一人者として活躍を続けているカヌー・スラローム競技の羽根田卓也選手をサポートしています。当社のブランド・アンバサダーである羽根田選手と、お互いが大切にしている価値観を共有することで、社会へより大きな影響を生み出すことを目指しています。また、チューリッヒ・インシュアランス・グループが注力する社会課題への取り組みにも積極的に参画いただいています。2026年1月には、メディアだけでなく一般のお客さまも交えたトークセッションを開催し、100名を超える方々に、ご自身の経験を踏まえた「高みを目指すモチベーションの作り方」についてお話しいただきました。

当社は今後も羽根田選手とともに、さまざまな取り組みを行っていきます。



新規開発商品の状況

当社では2013年6月に発売を開始した「プレミアムシリーズ」をはじめとして、幅広い年齢層をサポートする革新的で充実した商品の開発を行っています。

2025年以降も引き続き積極的な商品開発を行い、2つの新商品の販売を開始しました。

具体的には2025年4月、万が一の際の保障を確保しながら将来に向けた資産づくりをサポートする「チューリッヒの変額保険フューチャーリンク」を発売しました。また、同年12月には「収入保障保険プラチナ」を発売し、万一のときや所定の高度障害状態となった際に、保険期間満了まで毎月年金を受け取ることができる収入保障保険のリニューアルを実施しました。お客さまの家族構成やライフスタイルに合わせた特約を新設し、保険料払込免除や働けなくなったときの保障を選択できるようにすることで、保障内容をより充実させています。

商品に対する情報および
デメリット情報提供の方法

当社ではお客さまが商品の特性や仕組みをご理解のうえ、適切に当社生命保険をご契約（ご継続）いただけるよう、次のような情報提供や取り組みを行っています。

商品に関する情報提供

ご契約時	ご契約後
●ホームページ ●パンフレット ●契約概要 ●各種設計書 ●注意喚起情報 ●ご契約のしおり・約款 ●特別勘定のしおり	●ご契約内容のお知らせ（毎年） ●各種手続きのご案内

デメリット情報の提供

「告知義務違反」「免責事項」「解約」など、お客さまが不利益を被る事項については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」に明示するとともに、募集時にお客さまにご理解いただけるよう努めています。

契約者付帯サービス

チューリッヒ生命 Club off

国内のホテルや映画館、カラオケなどさまざまなサービスを優待価格でご利用いただけます。

メディカルサポート

- 健康・介護相談
24時間・365日にわたって健康・医療・介護などのご相談をお電話でお受けします。また、夜間・休日診療の医療機関のご案内などのアドバイスも行います。
- セカンドオピニオン（専門医相談）
診断を受けた病気について、主治医以外の医師に電話で相談いただけます。専門相談員（看護師）が症状に合わせて、お近くの専門性を有した医療機関をご案内します。

障害年金サポート

障害年金に関するお悩みを専門家へお気軽にお電話で相談いただけるサービスです。状況に応じて、障害年金申請代行の依頼をすることも可能です（申請代行は有料）。

LEAN BODY

カラダを動かしたいけど、場所や時間の都合でなかなか実現できない方に向けた、いつでもどこでも楽しく続けられるオンラインフィットネスサービスです。

有名インストラクターと独自の動画撮影ノウハウが一体化したレッスン動画により、ジムに通っているかのような臨場感を得ることができるフィットネス動画配信サービスを特別価格でご利用いただけます。

※2026年6月末現在（最新の内容は当社ホームページ「ご契約者さまの特典」をご確認ください）

保険商品一覧
（主な販売商品／2026年6月30日現在）

本内容は、当社の販売中商品の概要を説明したものであり、ご契約に関わるすべての事項を記載したものではありません。商品のご検討にあたっては、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご確認ください。

万一の事が起きたときのため、
のこされた家族の生活に備えたい

- | 定期保険 | 「定期保険プラチナ」
無解約払戻金型定期保険（Z03） |
|------|--------------------------------|
| プラチナ | |
- 15歳から80歳までの方が加入可能な死亡保険です。
 - 災害割増特約（Z02）や特定疾病保険料払込免除特約を付加することで、災害時の上乗せ給付や特定疾病に罹患時の保険料の払込免除にも備えられます。

- | 終身保険 | 「終身保険プラチナ」
低解約払戻金型終身保険 |
|------|---------------------------|
| プラチナ | |
- 0歳から75歳までの方が加入可能な一生涯保障の死亡保険です。
 - 低解約払戻金期間（保険料払込期間）中の解約払戻金を、低解約払戻金型になかった場合の解約払戻金額の70％相当額に抑えているため、その分保険料が割安です。
 - 3大疾病保険料払込免除特約（Z02）を付加することで、3大疾病に罹患時の保険料の払込免除にも備えられます。

- | 収入保障保険 | 「収入保障保険プラチナ」
無解約払戻金型収入保障保険
（非喫煙優良体型・標準体型）（Z03） |
|--------|--|
| プラチナ | |
- 万一のとき、毎月のお給料のように年金をお支払いします。
 - 収入サポート特約（Z02）や特定疾病保険料払込免除特約を付加することで、病気やケガで働けなくなったときの収入減少や特定疾病に罹患時の保険料の払込免除にも備えられます。

- | | |
|---|--------------------------------------|
|  | 「チューリッヒの変額保険 フューチャーリンク」
変額保険（有期型） |
|---|--------------------------------------|
- 死亡・所定の高度障害状態の保障と資産運用の機能を備えた有期型の変額保険です。
 - 3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）を付加することで、3大疾病に罹患時の保険料の払込免除にも備えられます。

病気・がんやケガに備えたい

- | 終身医療保険 | 「終身医療保険プレミアムZ」
無解約払戻金型終身医療保険（Z03） |
|--------|--------------------------------------|
| プレミアムZ | |
- 短期化する入院と長期入院が心配な病気の両方に対応できる、オーダーメイド型終身医療保険です。
 - 1入院の支払限度日数と手術給付金額等にさまざまな型を用意し、多様なニーズにお応えしました。
 - ストレス性疾病や8大疾病等による入院を延長保障のほか、通院、先進医療・患者申出療養、入院一時金、診断一時金、女性総合疾病の上乗せ給付等の保障、ガンに対する保障、健康還付給付金などを特約にてお選びいただけます。

- | 終身医療保険 | 「終身医療保険プレミアムZ Lady」
無解約払戻金型終身医療保険（Z03） |
|-------------|---|
| プレミアムZ Lady | |

- 女性特有の病気または特定の疾病で入院や所定の手術等を行った場合には、「終身医療保険プレミアムZ」に入院給付金や手術給付金等が上乗せされるオーダーメイド型終身医療保険です。
- 型の設定により、特定不妊治療給付金や出産祝金、女性無事故給付金もお選びいただけます。

- | 持病があっても入りやすい | 「終身医療保険プレミアムZ ワイド」
無解約払戻金型終身医療保険（Z03）
（引受基準緩和型） |
|--------------|---|
| 終身医療保険 | |
| プレミアムZ ワイド | |

- 健康に不安のある方、持病のある方も加入しやすい一生涯保障の医療保険です。
- 8大疾病による入院を延長保障のほか、通院、先進医療・患者申出療養、入院一時金、診断一時金、女性総合疾病の上乗せ給付等の保障、ガンに対する保障、健康還付給付金などを特約にてお選びいただけます。

- | | |
|---------|------------------------------|
| くらすプラスZ | 「くらすプラスZ」
無解約払戻金型収入サポート保険 |
|---------|------------------------------|

- 長期の就業不能はもちろん、短期の就業不能状態を幅広く保障します。
- 就業不能状態が長期間となることも多い精神疾患も保障対象とすることにより、充実した保障内容を実現しました。
- 「長期収入サポート月額給付金」は、仕事への復帰後も給付金が継続します。

- | 終身ガン治療保険 | 「終身ガン治療保険プレミアムZ」
無解約払戻金型終身ガン治療保険
（抗がん剤保障）（Z03） |
|----------|--|
| プレミアムZ | |

- ガン（悪性新生物および上皮内新生物）に対する所定の抗がん剤、所定の自由診療による抗がん剤が処方・投与される治療を受けた月ごとに基準給付月額の120ヶ月分を限度に給付金をお支払いします。
- ガンによる入院、手術・放射線、診断給付金や通院、先進医療による療養に加え、ホルモン剤治療・所定の自由診療ホルモン剤治療等・緩和療養・がん診療連携拠点病院等での所定の治療、ガンと診断された後のストレス性疾病を保障する特約を必要に応じてお選びいただけます。

- | 3大疾病保険 | 「3大疾病保険プレミアムZ」
無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）＜3大疾病特約（Z03）付加＞ |
|--------|---|
| プレミアムZ | |

- ガン（悪性新生物および上皮内新生物）に対する所定の抗がん剤、所定の自由診療による抗がん剤が処方・投与される治療を受けた月ごとに基準給付月額の120ヶ月分を限度に給付金をお支払いします。
- 3大疾病（ガン、急性心筋梗塞および脳卒中）による入院、手術・放射線、診断給付金や通院、先進医療による療養に加え、ガンによるホルモン剤治療・所定の自由診療ホルモン剤治療等・緩和療養・がん診療連携拠点病院等での所定の治療、3大疾病と診断された後のストレス性疾病を保障する特約を必要に応じてお選びいただけます。

販売体制

当社では若年層から働き盛り世代、シニア世代まで幅広い年齢層の方々に「革新的かつ充実したラインアップ」と「高品質なサービス（Z.Q.:チューリッヒ・クオリティ）」を募集代理店、銀行窓販およびインターネットなど、「お客さまにとって利便性の高い選択権の活かせるチャネル」を通じて、提供しています。

募集代理店による販売
代理店数:約870店

金融機関による販売
提携金融機関数:約40行

ホームページ・電話などによるダイレクト販売

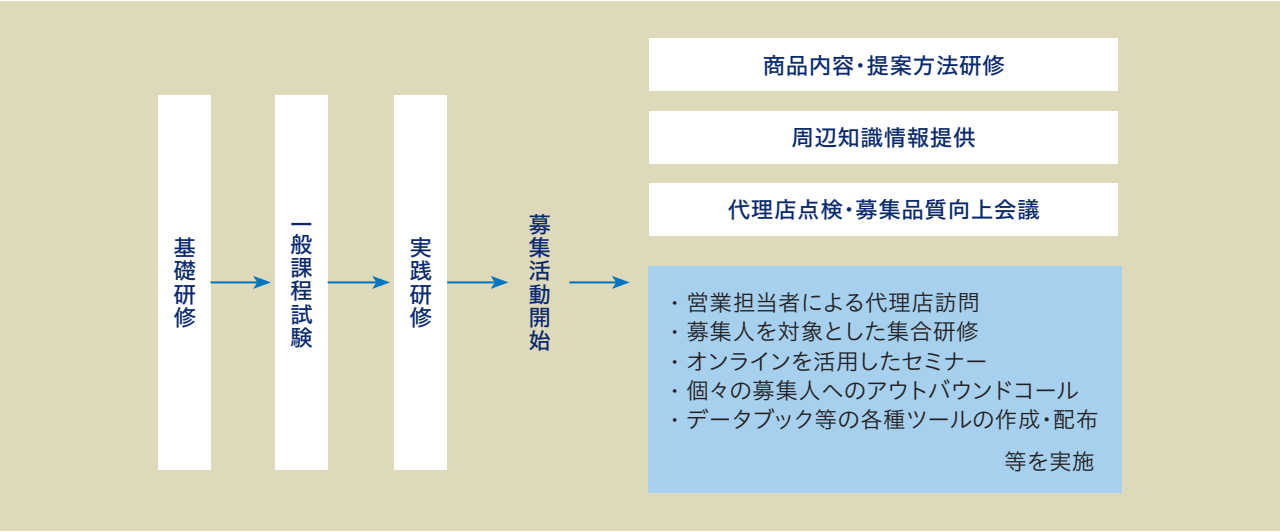
ジブラルタ生命による代理代行販売
〔「終身医療保険プレミアムZ ワイド」
「終身ガン治療保険プレミアムZ」のみ〕

(2026年3月末現在)

募集代理店による販売

多様化するお客さまのニーズにお応えすると同時に、お客さまへきめ細かなサービスをお届けすべく、募集代理店を通じて、医療保険、ガン保険、定期保険、就業不能保険、変額保険などの商品提供を行っています。

2026年3月末現在、当社保険商品を販売する募集代理店は、全国で約870店に上っています。



(注)当社には、営業職員は在籍していません。

金融機関による販売

2007年12月の銀行等金融機関による保険窓販全面解禁以降、当社の主力商品である医療保険やガン保険などの第三分野商品を金融機関を通じ、幅広い層のお客さまへ提供をしています。

2026年3月末現在、当社の提携金融機関は約40行です。

ダイレクトチャネルでの販売

当社では、保険料のシミュレーションや資料請求をはじめ、保険商品のお申し込みがオンラインで完結するインターネットサービス「Z-Life」の運用を2013年に開始しています。

なお、当社の公式ウェブサイトでは、お客さまの保険選びをサポートするさまざまなコンテンツもご用意しています。

ジブラルタ生命による代理代行販売

2023年1月16日より、ジブラルタ生命保険株式会社において、当社の緩和型医療保険の代理代行販売を開始しました。

ライフプラン・コンサルタント(LC)を通じ、「終身医療保険プレミアムZ ワイド」と「終身ガン治療保険プレミアムZ」の提供を行っています。

代理店教育・研修の概略

生命保険の販売は、お客さまのニーズを的確に把握し、最新の医療事情等も踏まえて、お客さま一人ひとりのライフスタイルに合致した保険商品をお勧めすることが重要です。当社の商品を販売する募集代理店の募集人がお客さまに最適な商品をご提案できるよう、営業担当者による代理店訪問、募集人への集合研修、オンラインでのセミナーおよび個々の募集人へのアウトバウンドコール等により、商品内容や提案方法の研修、周辺知識に関する情報提供を行っています。

また、定期的に募集代理店点検を実施しているほか、募集代理店と募集品質に関する会議を行うことで、法令遵守および募集品質の向上を図っています。

「お客さまの声」への対応

お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」はお客様相談部で集約し、一元的に管理を行うとともに、「お客さまの声」に基づく業務改善を推進するために、「お客さまの声改善部会」を毎月開催しています。

また、「お客さまの声」は内容に応じて分類された後、お客様相談部から経営陣を含めた社内への通知を行い、「お客さまの声」の内容をもとに関連部門と協議し、業務改善案を策定します。業務改善案は「お客様サービス向上委員会」に報告され、同委員会で審議を行います。その後、同委員会より業務改善策の検討と指示がなされ、改善結果は定期的に経営会議に報告されています。

こうした取り組みを通じ、当社では役職員一人ひとりが常に「お客さまの声」を意識し、全社一丸となって業務改善に取り組むことで、お客さまに選ばれ続ける会社を目指すと同時に、その改善に努めることは社会的使命であり、最も重要であると考えています。

なお、常にお客さまの視点で業務を運営するための取り組みの一環として、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公式ウェブサイトで公表しています。

相談・苦情処理態勢、相談(照会・苦情)の件数および苦情からの改善事例

「お客さまの声」のご意見・苦情の定義

「お客さまの声」の中から、ご意見・ご要望または不満足の表明があったものを、「お客さまの声」の「ご意見・苦情」と定義しています。

2025年度の主な改善事例

改善項目	お客さまの声	改善に向けての取り組み
解約申出時の保険料請求停止について	解約したのに保険料が引き落としになったのはなぜですか。	契約者ご本人さまからの申し出、またはマイページからの申し出に限り、次回以降の保険料をいただかない運用へ変更しました。 【留意点】 ・保険料の請求を停止した後、一定期間内にお手続き書類の返送がない場合、保障が失効します。 ・保障が失効した場合、契約を復活するには健康状態の告知と審査が必要です。 ・契約を継続される場合は、カスタマーケアセンターへ保険料請求再開のご連絡が必要です。(※変額保険を除きます)
給付金Web請求画面について	給付金をWeb請求しましたが、入力項目が多く入力しづらかったです。	マイページからのご請求の場合、一部の入力項目を省略し、入力のご負担を軽減しました。また、日付の入力欄をカレンダー入力に変更する等、入力しやすい画面へ改善しました。
生命保険料控除証明書の未着について①	生命保険料控除証明書が届きません。	生命保険料控除証明書が住所相違等でお届けできなかった場合、SMS(ショートメッセージ)でお知らせするサービスを開始しました。 ※携帯電話番号の登録がない等、配信対象とならない場合があります。
生命保険料控除証明書の未着について②	生命保険料控除証明書が転送で届いたので、届くまでに時間がかかりました。	住所変更のお手続き漏れ等により、生命保険料控除証明書をお届けできない／転送によりお届け日数を要するケースが多く発生していました。そのため、生命保険料控除証明書をお送りする前に、住所の確認をお願いするLINE通知メッセージの配信を開始しました。 ※携帯電話番号の登録がない等、配信対象とならない場合があります。
マイページについて	固定電話を解約したので携帯電話しか持っていません。マイページから固定電話番号を削除しようとしたができませんでした。	マイページでは、これまで2つの電話番号の登録が必要でしたが、削除ボタンを追加し、1つの電話番号の登録ができるようになりました。

(注)2025年度に行ったその他の改善事例は、当社公式ウェブサイトでご覧いただけます。
https://www.zurichlife.co.jp/aboutus/voice/improvement/improvement_example

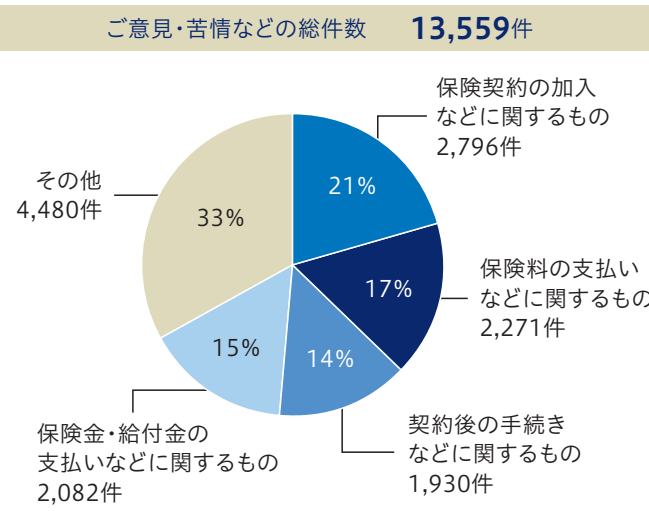
「お客さまの声」を集約する仕組み

カスタマーサービスや募集代理店などから、お客さまのご意見・苦情などを収集しています。また、お客さま満足度を把握し、当社の業務に関するお客さまの声を積極的に収集することを目的に、ネット・プロモーター・スコア(NPS®)に関するアンケートを実施しています。アンケートの結果、当社に対して低い評価のお客さまに対しては、後日担当部門よりお電話にて、ご意見・ご要望をお伺いしています。

※ネット・プロモーター・スコアとは、お客さまの当社に対する満足度を測る指標です。ネット・プロモーター・スコア(NPS®)は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

「お客さまの声」(ご意見・苦情)の件数

2025年度「お客さまの声」の内容分類状況
(2025年4月～2026年3月)



適切なお支払いのための取り組み

保険金等の支払管理態勢

保険金等のお支払いが生命保険会社の基本的かつ最重要使命であることを強く認識し、保険金等のお支払いプロセスがお客さまにとってわかりやすいかを常に確認しながら、迅速かつ適切なお支払いを行うための方針として「お客様保護等管理方針」および「保険金等の支払業務管理規程」を定めています。

適切なお支払いのためのチェック態勢

保険金等のお支払い業務を担当する保険金部においては、迅速かつ適切な支払業務を運営するために規程やマニュアルを定めています。これらの規程等は、お客さまから寄せられたご意見や苦情などをもとに適時検討し、改善を行っています。

また、お支払いの可否判断に際し医学的あるいは法律的な判断が必要な場合には、医師あるいは弁護士などの専門的な意見を求めたうえで判断するなど、適切なお支払いができるよう努めています。

お支払いに関する適正な業務運営

保険金等のご請求に対するお支払い可否決定は、担当部署である保険金部での判断に加え、お支払いできない案件などは法務部でその適切性を確認し、そのうえで保険金部が最終的な決定を行うことがあります。また、保険金部でお支払い可否決定を行ったすべての案件についても、その決定内容が適切であるかの検証を支払検証室で行っています。

支払審査会の設置による客観性のあるお支払い判断

お支払い可否判断の妥当性を第三者の視点から客観的に検証する目的で、社外の弁護士、医師などを含むメンバーで構成した支払審査会を設置しています。支払審査会では、保険金部がお支払いできないと決定した案件など判断の妥当性について、客観的な検証を行っています。また、お客さまからお支払いに関する異議申立があった場合についても支払審査会で審議するなど、お支払い決定に関し、透明性が確保されるよう努めています。

保険金等のご請求漏れ防止策

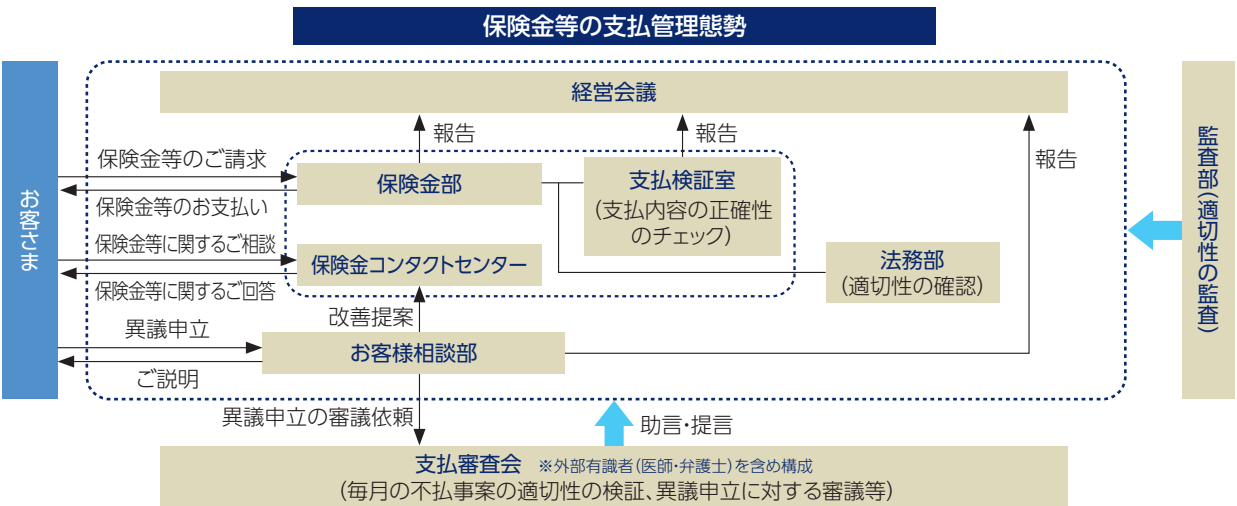
お客さまが自ら漏れなくご請求いただけるように、「お手続きかんたんガイドブック」や公式ウェブサイトにお支払いする場合やお支払いできない場合を具体的な事例とともにわかりやすく解説しています。また、ご請求からお支払いまでの手順ならびにお問い合わせ先を掲載しています。お客さまから請求に関するご連絡をいただいた際は、請求の対象となるご契約および保障内容の確認、ご請求内容である入院や手術などを確認し、お手続きに必要な請求書類をお送りすることで漏れなくご請求いただけるよう努めています。

また、ご提出いただいた診断書などに未請求の支払事由に該当する可能性がある記述がある場合には、お客さまもしくは病院などにその内容について確認し、支払漏れの防止を図っています。

保険金等の支払管理態勢の改善と強化

お客さまから寄せられたお支払いに関するご意見や苦情は、お客様相談部に集約のうえ一元管理しており、その内容について調査分析し、その結果を担当部署に伝え、業務改善に反映する体制となっています。なお、この調査分析結果は、経営会議において報告され、支払管理の適切性の確保と改善強化に向けた取り組みが行われていることを確認しています。

また、お支払いに関するプロセスの適切性については、内部統制活動によるチェックがなされ、お支払い判断の妥当性などについては、専門家からの意見などによるサポートを受けながら、支払管理態勢の改善強化に取り組んでいます。



ご請求手続きを充実させるための取り組み

ご請求手続きに関する専用フリーダイヤルの設置

保険金や給付金のご請求手続きに関する専用のフリーダイヤルを設置しています。お客さまからのお問い合わせには専門スタッフが対応しており、ご質問やご相談に対して丁寧かつ迅速に回答しています。

ご請求手続きに関する専用フリーダイヤル

TEL : 0120-286-660

受付時間：月～金 午前9時～午後6時 ※土日祝を除く

土曜日にお問合せされる場合のフリーダイヤル*

TEL : 0120-236-523

受付時間：月～土 午前9時～午後6時 ※日曜・祝日を除く

*土曜日にお電話いただいた場合は、お問合せの内容によっては、後日ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

女性専用フリーダイヤルの設置

女性特有の病気になられたお客さまが、入院や手術に関する給付金等のご請求をされる際に、異性スタッフが対応することによる「話しづらい」などのご負担軽減のために、女性のお客さまからのご請求に関わるお電話を当社女性スタッフが受け付ける女性専用フリーダイヤルを2016年8月より開設しています。



女性専用フリーダイヤル

女性専用フリーダイヤル

TEL : 0120-328-300

受付時間：月～金 午前9時～午後6時 ※土日祝を除く

先進医療給付金の医療機関直接支払サービス

従来の先進医療給付金のお支払い方法では、お客さまが医療機関へ先進医療治療費を支払わなければならない期日まで、当社からお客さまへ給付金をお支払いすることが困難であることが多く、その場合、治療費をお客さまに一時的にご負担いただくかなければなりません。そこで、先進医療給付金のお支払い方法やお手続きの見直しを行い、2014年9月より、先進医療給付金を当社から医療機関へ直接お支払いする「医療機関直接支払サービス」を開始しました。

請求書類の一部省略による手続きの簡素化

お客さまのご負担となる診断書費用や手間を軽減するために、所定の条件を満たすときには、診断書の提出を省略し、診療明細書等でご請求いただける簡易請求の取り扱いを実施しています。

スマートフォンでの請求書のお取り寄せ

お客さまにご負担なくご請求いただけるように、2021年2月より、お電話いただくなくてもスマートフォンにて、請求書類のお取り寄せができるサービスを開始しました。

給付金Web請求サービス画面の改修

2025年11月、お客さまによる入力負担軽減を目的に、給付金Web請求サービス画面をリニューアルしました。

日付の直接入力をカレンダー入力へ変更したほか、ご契約者向け専用サイト「マイページ」からログインしたお客さまには、一部の質問を省略しました。

また、給付請求に関する質問に一つずつ回答いただく形式から、関連する質問ごとにページ集約することで入力時間の短縮を図り、より簡易での給付金請求のお申し出が可能になりました。

スマートフォンでの給付金Web請求サービス

抗がん剤やホルモン剤治療でのご請求時に、所定の条件を満たす場合、スマートフォンから診療明細書等をアップロードするだけで請求可能な給付金Web請求サービスを2021年11月より開始しました。また、2023年6月より一部の医療保険の請求においても、給付金Web請求サービスの利用が可能になりました。これにより、書類のお取り寄せやご記入・ご返送の手間がなくなり、最短で翌営業日に給付金をお支払いできるようになりました。

診療明細書等の画像をAIが読み取り、薬剤名などを文字および薬剤コードに変換し、所定の要件を満たしたご請求はシステムがお支払い可否判断を行う自動化も開始しました。お支払い手続きを自動化したことで、より迅速にお客さまに給付金をお支払いすることが可能になりました。

健康還付給付金の自動支払いの導入

お客さまの利便性向上および社内事務の効率化を目的として、健康還付給付金の自動支払いの仕組みを2025年4月より導入しました。これにより、従来必要だった書類の提出や郵送の手間を省き、原則としてお手続き不要で給付金をお受け取りいただけるようになります。

主な流れは以下の通りです。

1. 給付金のお支払予定日の約2ヵ月前に、SMSまたははがきにてご案内を送付
2. 当社にてすでに受取口座の情報を確認できているお客さまについては、お手続きが原則不要（口座変更をご希望の場合はWebでの指定が可能）
3. 当社での査定を経て、所定の入金予定日にご指定の口座へお支払い

今後もお客さまにとって「わかりやすく、かんたんで、はやい」保険金請求の実現を目指し、デジタル施策を中心とした改善を推進していきます。

コーポレート・ガバナンス

当社は、生命保険会社が持つ公共性、社会性を認識し、お客さまや社会からの信頼を確保しつつ、金融機関としての責任を果たすために、内部管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。

当社の内部管理態勢の特徴は、グローバルなガバナンスの仕組みと、日本法人としての経営管理態勢を通じた、各部門に対する強力な牽制機能を有していることです。

当社は、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループであるチューリッヒ・インシュアランス・グループ(以下、「グループ」)の一員として、グローバル・スタンダードに基づいてグループレベルで構築されているコーポレート・ガバナンス体制に組み込まれています。特に、コンプライアンス、リスク管理、財務および内部監査などの主要な内部管理業務については、スイスのグループ本社においてこれらの業務を担当する部門と密接に連携し、必要に応じてグループ本社からの助言や支援を受ける体制となっています。

日本法人においては保険業法および会社法の要件に基づき、取締役会を中心とする経営管理態勢を確立しています。取締役会では、経営上の重要事項を決議するとともに業務執行の監督を行います。一方、取締役会から独立した監査役会は監査方針および監査計画を策定し、業務執行の監査を行います。

また、意思決定の迅速化および権限・責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会の下位組織として取締役会が選任する

執行役員で構成する経営会議を設置しています。経営会議は取締役会より権限委譲された範囲内で、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。さらに、経営会議の機能を補完するために各種委員会を設置することで、内部管理態勢の強化を図っています。

内部監査態勢

内部監査部門は、客観性および公平性を確保すべく、業務部門から独立した組織として運営されています。

経営の最高意思決定機関である取締役会は、内部監査部門がグループ本社内部監査部門と協議した年間内部監査計画を承認しています。

この計画の立案に先立ち、内部監査部門は、当社の主要な業務領域に対してリスク評価を行い、重要かつ潜在的な影響があると判断した業務領域に対して内部監査を実施しています。

また、社内外の環境変化を踏まえ、新たにリスクが高いと判断した業務領域についても、適宜、内部監査対象に追加しています。

内部監査は、グループ共通の内部監査フレームワークに則り実施されています。その結果に関しては、一貫性および品質確保の観点からグループ本社内部監査部門の検証を受けています。

内部監査による重要な指摘事項ならびにそれらに対する改善の状況は、定期的に経営会議に報告されています。

加えて、内部監査部門は、当社の監査役会と月次でのコミュニケーションを通じて、関連情報や意見の交換を行っています。

コンプライアンス態勢

当社は、事業の健全性と適切性を確保し、お客さまや社会からの信頼に応えるため、コンプライアンス態勢の整備と確立を経営上の最も重要な課題と位置づけています。

1 行動指針

チューリッヒ・グループが策定している「行動指針」を全役職員に周知するとともに、全役職員は年に1度、行動指針に関する研修を受講しています。また、全役職員は行動指針に基づき、適切に業務を遂行しています。

2 コンプライアンス方針

「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス・マニュアルの策定、コンプライアンス・プログラムの実施など、全役職員が法令遵守を徹底するための基本事項を明確化しています。また「保険募集に関する法令等遵守に係る取組方針」を定め、保険募集に関する法令遵守を徹底するための重要事項を明確化しています。

3 コンプライアンス体制

各部門の部門長をコンプライアンス責任者と位置づけ、管下社員が法令等を遵守するよう指導・監督しています。また、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス部およびセールス・コンプライアンス推進部を設置し、セールス・コンプライアンス推進部が保険募集コンプライアンスを、コンプライアンス部がそれ以外のコンプライ

アンスを統括し、コンプライアンスに関する施策の立案と実施を行うとともに、コンプライアンス上の課題の発見と改善策の策定支援、改善策の実施状況のモニタリングを行っています。

さらには、金融庁や生命保険業界の動向を調査・連携する調査部や法的助言を行う法務部が、コンプライアンス部門を側面からサポートしています。

4 コンプライアンス委員会

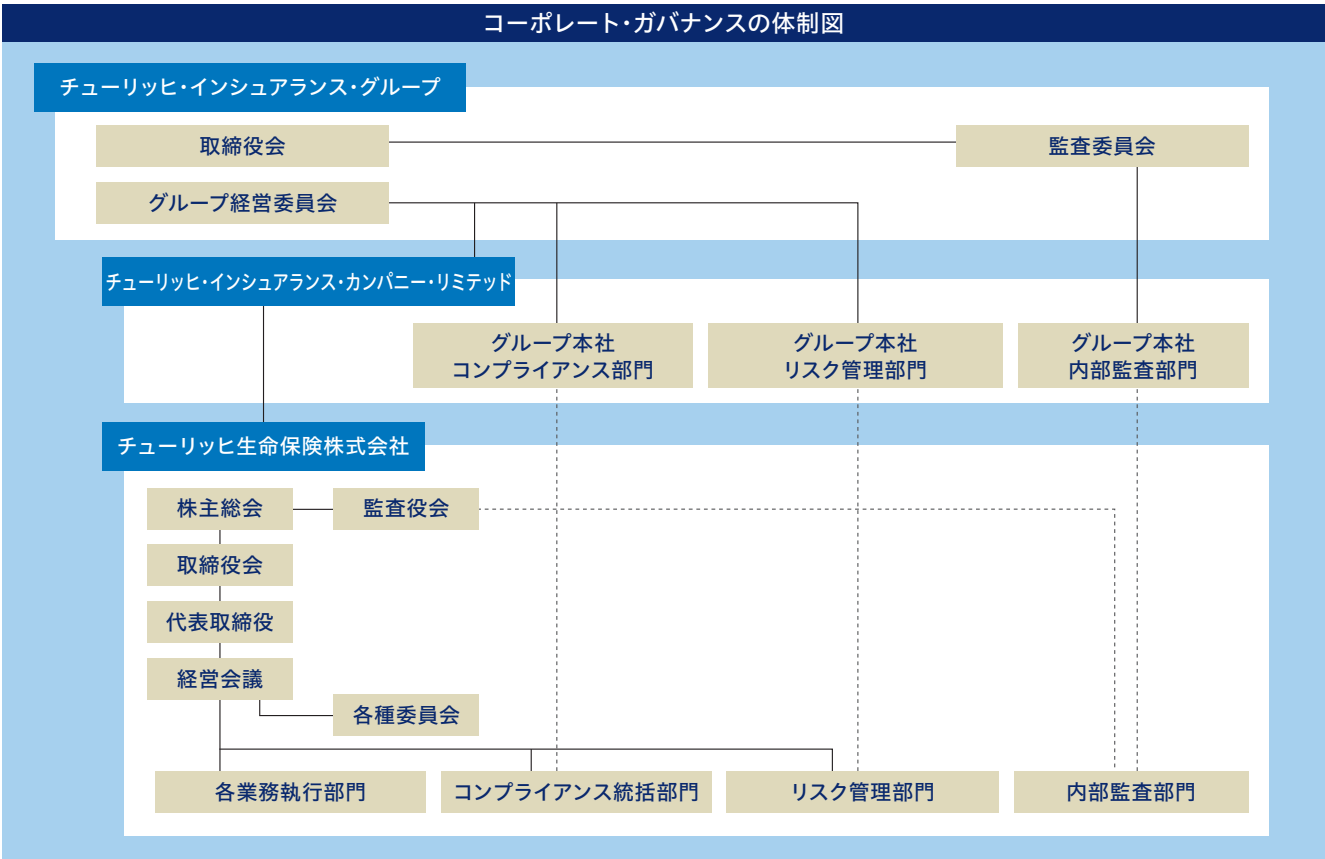
当社の最高意思決定機関である取締役会および経営会議の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を決定しています。そのうち特に重要な事項は、取締役会または経営会議で決定しています。

5 コンプライアンス研修

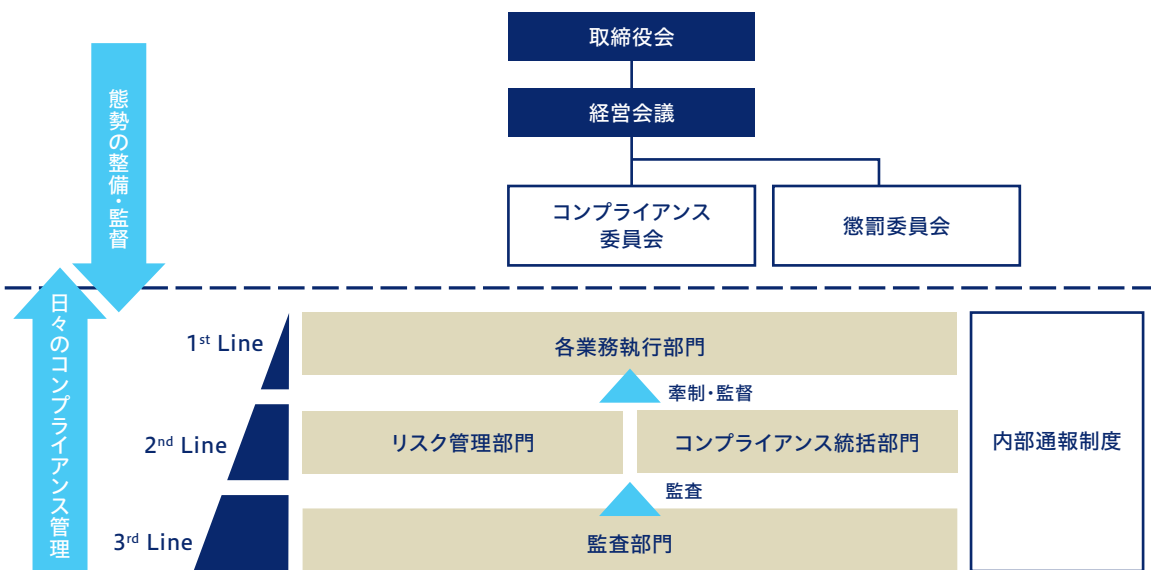
社員が重要な法令や社内規程を正確に理解するよう、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的にコンプライアンス研修などを実施しています。経営陣がコンプライアンス研修の実施・完了状況を把握できるよう、研修結果はコンプライアンス委員会および経営会議に報告されています。

6 その他チェック体制

コンプライアンス部およびセールス・コンプライアンス推進部はコンプライアンスに関する重要事項を経営陣に報告するとともに、リスク管理部門や内部監査部門と緊密に連携し、多角的な課題解決に取り組んでいます。また、業務に関するモニタリングや内部通報制度により、コンプライアンスに関する問題の発見と改善に努めています。



(2026年6月末現在)



個人情報保護について

当社は、お客さまからお預かりする個人情報の保護を、お客さまや社会からの信頼に応えるための重要な責務と考えています。個人情報を適切に取り扱い、安全に管理するため、さまざまな措置を講じています。

1 個人情報保護方針

当社では「個人情報保護規程（方針）」を定め、個人情報の①取得方法、②利用目的、③第三者への提供、④外部委託する場合、⑤チューリッヒ・グループ内での共同利用などについて定めています。また、「特定個人情報（マイナンバー）の取扱いに関する基本方針」を定め、マイナンバーの①利用目的、②安全管理措置などについて定めています。

2 安全管理措置の概要

「個人データ安全管理に係る実務規程」などの規程を策定し、①統括管理責任者の任命、②個人情報を取り扱う役職員からの誓約書の取り付け、③業務上必要最小限のアクセス権付与、④定期的な研修の実施、⑤取得・入力／利用・加工／保管・保存／移送・送信／消去・廃棄の各段階における取扱方法、⑥外部委託先に預託する場合の管理、⑦外的環境の把握など、個人情報を保護するために講じるさまざまな措置を明確化しています。

3 個人情報のお取り扱いについて

当社は、お客さまからの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」およびチューリッヒ・インシュアランス・グループの指針を遵守し、お客さまの個人情報の適正な管理、利用ならびにその保護に努めています。また、個人情報保護の強化のため、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置について、継続的な内容の見直しと改善に努めています。

（1）個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、インターネットやコールセンターによる資料請求受付、お申し込み、アンケート、お客さまにご記入・ご提出いただく保険契約申込書、保険金請求書などにより取得します。また、お客さまからのお問合せ内容等の確認、電話対応の品質向上等のために、お客さまとの通話内容を録音させていただいております。

（2）個人情報の利用目的

当社は、お客さまにより良い商品やサービスをご提供するために、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内でお客さまに関する情報を収集させていただいています。

これらの情報は、次の目的で利用します。

- 当社の保険の募集、資料請求受付、中途付加、お引き受け※¹、更新および保険金・給付金のお支払い
- 当社の保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務
- 当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
- アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

- 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務の適切な遂行
- キャンペーンなどに付随する景品発送
- その他保険に関連・付随する業務※²・※³

- ※¹ 保険の引き受けには、審査の結果、引き受けに至らなかった場合も含まれます。
- ※² お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客さまへ最適な情報提供、広告配信等を行うことを含みます。
- ※³ 当社以外の第三者から取得したお客さまの閲覧履歴等の情報を当社がすでに有しているお客さまの個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用します。

（3）個人データの提供

当社では、次の場合を除き、お客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ご本人が同意されている場合
- 法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりお客さまの同意を得ないでお客さまの個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- 個人情報保護法に基づき当社グループ会社との間で共同利用する場合
- 個人情報保護法に基づき生命保険会社間などで共同利用する場合

（4）個人情報の開示、訂正など

- 契約内容に関するご照会については、保険証券に記載された連絡先にお問合せください。
照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。
- 個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます）、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の＜お問合せ先＞までお申し出ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。なお、利用目的の通知、開示請求については郵送料も含め、実費相当額の手数料をいただきます。

＜お問合せ先＞	
お客様相談部	
フリーダイヤル：0120-860-129	
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く）	

反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、反社会的勢力と一切取引しないよう努めています。

1 反社会的勢力対応に関する基本方針

「反社会的勢力対応に関する基本方針」は、①不当要求に対して組織として対応する、②平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と連携する、③不当要求を拒絶し、一切の取引を遮断する、④不当要求に対し民事・刑事の両面から法的対応を行う、⑤裏取引や資金提供を行わない、の5項目を定めています。

2 反社会的勢力対応に関する態勢整備

さらに「反社会的勢力対応に関する規程」を定め、保険約款や契約書への暴力団排除条項の導入、反社会的勢力と取引しないためのチェックとモニタリング、不当要求があった場合の対応と報告体制などを明確化しています。

利益相反管理について

当社は、当社または当社グループ会社（以下、「当社等」）が行う取引に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、「利益相反管理方針」に則り適切に業務を管理・遂行しています。

1 利益相反の定義

「利益相反」とは、当社等とお客さまとの間で利益が相反する状況および当社等のお客さま相互間で利益が相反する状況をいいます。

2 対象取引の類型および特定

当社では、下表の類型のうち不当な利益相反の恐れのある取引を、利益相反管理責任者が当社の業務内容、規模、特性および個別具体的な事情を勘案し、決定します。

	お客さまと当社等の間	お客さまと当社等の他のお客さまの間
利害対立型	お客さまと当社等の利害が対立する取引	お客さまと当社等の他のお客さまの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社等が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社等のお客さまとが競合する取引
情報利用型	お客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社等が利益を得る取引	お客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社等の他のお客さまが利益を得る取引

3 利益相反の管理方法

当社は、対象取引に該当すると判断した場合には、下記の方法を講ずることにより利益相反管理を行います。

ア）部門の分離により情報共有先を制限する方法

イ）取引の一方または双方の取引条件または方法を変更する方法

ウ）取引の一方を中止する方法

エ）利益相反の恐れがあることについてお客さまに開示し、お客さまの同意を取得する方法

4 利益相反管理体制

- 営業部門から独立した利益相反管理統括部門および利益相反管理責任者を設置し、利益相反取引の特定および管理を一元的に行います。
- 当社従業員に対する研修等により従業員に周知します。
- 対象取引の特定および管理に関する記録は、5年間適切に保存します。
- 利益相反管理体制の適切性と有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。

5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社、チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドおよびチューリッヒ少額短期保険株式会社が利益相反管理の対象となります。

裁判外紛争解決手続（ADR）について

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起きるトラブルを、裁判によらず、公正・中立な第三者の関与の下で解決する手続きです。

当社は、一般社団法人生命保険協会との間で、裁判外で紛争を解決するための手続きに関する契約を締結しており、生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受けています。

生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても解決がつかない場合、生命保険相談所内に中立・公正な立場から裁定を行うことを目的に「裁定審査会」を設け、裁判よりも迅速な解決を図っています。

詳しくは、生命保険協会のホームページをご確認ください。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所	
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）	
TEL：03-3286-2648	
受付時間：9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く） ※ご来訪でのご相談は16:00まで	
ホームページアドレス： https://www.seiho.or.jp/contact/about/	

リスク管理態勢

保険会社はお客さまのリスクを引き受けることをビジネスの根幹としていることから、リスクを適切に管理することは、ビジネスの運営上、重要な課題と認識しています。

当社では、チューリッヒ・インシュアランス・グループ(以下、「グループ」)のリスク管理の基本方針である「Zurich Risk Policy(ZRP)」や内部管理フレームワークである「Internal Control Integrated Framework(ICIF)」、戦略を阻害する恐れのある重要なリスクを把握、評価するプロセスである「Total Risk Profile(TRP)」などのグループベースのリスク管理アプローチやリスク管理フレームワークを最大限に活用し、グローバル水準のリスク管理に努めるとともに、日本の規制およびビジネス特性にも即したローカル独自のリスク管理を行っています。

当社では、2021年の日本法人化以降も、引き続きリスク管理部門によるガバナンスの強化を推進してきました。長期保険リスクの的確な評価と前提条件の変化による変動リスク緩和施策を継続して実施しています。また、リスク管理部門主導で「ESR(経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率)ワーキンググループ」を発足し、内部検証体制の構築や外部検証機関によるESR監査の事前試行を通じてESR導入の準備を進め、2026年3月期のESR計算に必要な体制を整備しました。他にもALMリスクの低減に関連して満期保有目的債券/責任準備金対応債券の導入、昨今リスクが健在化している募集代理店や業務委託先におけるサイバー攻撃による情報漏えいリスク低減施策、成長著しい中小規模代理店の募集リスク低減施策等のオペレーショナルリスクの緩和施策にも積極的に取り組み、ガバナンス強化を引き続き実行しています。

適切なリスク管理を実現するために、当社では年に1回、自社のリスク管理態勢およびリスクの状況を、「リスクとソルベンシーの自己評価(Own Risk and Solvency Assessment; ORSA)」と呼ばれるプロセスを通じて評価・確認し、リスク管理の強化・高度化に努めています。

リスク管理体制

経営の最高意思決定機関である取締役会において「統合リスク管理方針」を、また経営会議において「リスク管理委員会規程」を制定し、リスク管理におけるガバナンスの確保に努めると同時に、リスク

管理全般を統括するチーフ・リスク・オフィサー(CRO)が議長を務める統合リスク管理委員会において、管理態勢の整備および監督を行っています。また、リスク分類に則って設置されている各々の下部委員会において、リスク管理関連規程の改廃を通した個別リスク管理態勢の整備や、各業務執行部門において、適切なリスク管理が行われていることを監督しています。

当社では、リスク管理において、「3つの防衛線」と呼ばれる考え方を採用しており、日々のリスク管理においては、「第1の防衛線(1st Line)」に該当する各業務執行部門がリスクの所管部門としてリスク管理にあたり、リスク管理部門はコンプライアンス部門とともに「第2の防衛線(2nd Line)」として、各業務執行部門を牽制・監督しています。さらに、監査部門は「第3の防衛線(3rd Line)」として、各業務執行部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門において、適切なリスク管理が行われていることを、独立した立場から検証しています。

リスク管理方針および規程

当社では、「統合リスク管理方針」の中で、当社のリスクテイクに関わる考え方をリスク選好方針として明文化し、当該方針に基づき、各種リスク管理指標を定めています。

また、「統合リスク管理方針」のもと、各種リスク管理規程を制定し、リスクタイプの特性に応じたリスク管理に加え、全社のリスクの包括的な管理(統合リスク管理)を行っています。

統合リスク管理

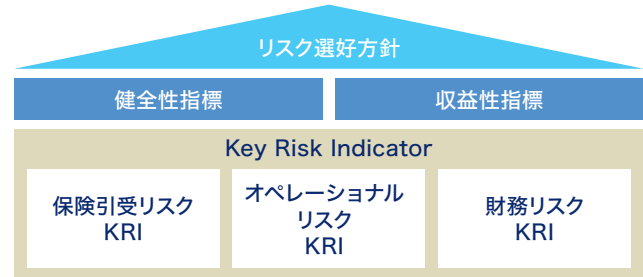
健全な経営を維持し、持続可能なビジネスを構築するには、財務の健全性のみならず、一定の収益性も確保する必要があります。当社では、リスク管理指標として、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率(ESR)や純資産などの健全性指標、リスクと収益のバランスに着目した収益性指標の両方をモニタリングしています。これに加え、リスクタイプ別に「リスク管理指標(Key Risk Indicator; KRI)」を設定し、モニタリングしています。

また、ビジネスの拡大、金利変動、自然災害の発生など、社内外の環境の変化が健全性指標に与える影響を把握するために、ストレステストを行っています。

(ストレステストとは)

ストレステストとは、各種のリスクが顕在化するシナリオを想定し、そのシナリオが発現した場合の損失予想額や健全性指標への影響を把握するリスク管理手法のことです。逆に健全性指標が一定の許容度水準に抵触するようなストレス・シナリオを逆算するリバース・ストレス・テストと呼ばれる手法もあります。当社では、四半期毎に、新契約額、金利の変動、有価証券価額の変動等、主に財務リスクに関連するストレス・シナリオに基づくストレステストを実施して、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率(ESR)や純資産への影響を分析しています。さらに年次では、保険負債の前提条件の悪化(罹患率上昇等)、金利の変動、株価下落等を考慮したリバース・ストレス・テストの実施、個別の大規模災害等(巨大地震やパンデミック等の標準的なESRの計算では考慮されていない特定の事象)を想定したストレス・シナリオに基づく統合的なストレステストの実施を通して、財務の健全性を分析しています。

リスクアベタイト・フレームワーク



前述の定量的な分析に加え、「Total Risk Profile(TRP)」と呼ばれるグループのリスク評価手法を用いて、全社および機能ごとの重要なリスクの洗い出し・評価を行い、リスク軽減などの対応を行っています。パンデミックリスクや気候変動リスク、医療技術革新によるリスク等のエマージングリスク(環境変化などにより新たに発現するリスク)についても、リスク管理部門によるリサーチ、経営陣によるディスカッション、TRPなどを通じて、適時把握に努めています。

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、ビジネス環境や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスクの管理にあたっては、再保険の活用、経験値(保険金・給付金の発生率など)の分析、引受基準の継続的な見直しなどを行っています。

(再保険の方針)

ZRPにおいて、再保険を行う場合の基準が規定されており、当社においてもこれに従って再保険の出再を行っています。収益の平準化・安定化を目的とした、共同保険式再保険および危険保険料式再保険を締結しています。

(再保険カバーの入手方法)

再保険カバーについては、S&P格付け等を確認し、十分な保険財務力が認められる再保険会社より入手しています。再保険契約締結後も毎決算期に再保険会社の格付けの確認を実施しています。

財務リスク管理

財務リスクとは、市場環境の変化および信用供与先の財務状況の悪化、資金繰りの悪化などに起因して損失を被るリスクをいいます。

財務リスクの管理にあたっては、リスク量の計測、各種リミットの設定・管理、流動性・資金繰り管理、ストレステストなどを行っています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと等オペレーションにかかわる損失を被るリスクをいいます。オペレーショナルリスクには、従業員、代理店、業者などが正確な事務を怠る、または事故や不正などを起こすことにより損失を被るリスク(事務リスク)、システムの障害などによるダウンおよびシステムの不備などによる誤作動、システムへの不正行為によって損失を被るリスク(システムリスク)が含まれます。社外の委託先におけるリスクも含まれます。

事務リスクの管理にあたっては、事務マニュアルの整備、スタッフの教育、多重チェックなどのコントロールの導入、委託先の評価・管理、事務事故の把握・分析などを行っています。

システムリスクの管理にあたっては、各種情報セキュリティ管理規程の整備、従業員へのセキュリティ教育、定期的なシステムリスク評価、システム障害の把握・分析などを行っています。

社外の委託先の管理については、グループのフレームワークであるTPGF(Third Party Governance Framework)に基づき重要な委託先の管理を行っており、委託先選定の基準を設け、委託先点検を通じて委託先の品質を保証するとともに、リスク管理部門も点検に同行し、点検の品質保証と品質向上の取り組みを実施しています。

また、グループベースでは、事業継続、情報セキュリティ、委託先管理等に関する指標を統合したGroup Technology & Operation KRI(GTO KRI)を導入し、定期的に指標の状況に応じた必要な対応策を講じると同時に、運用の適切性のモニタリングを実施しています。

風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布などに起因し、当社の信用が低下することにより損失を被るリスクをいいます。

風評リスクの管理にあたっては、インターネット、各種メディアなどのモニタリングを行っています。

戦略・ビジネスリスク管理

戦略・ビジネスリスクとは、計画の誤り、計画時に用いた前提の予期せぬ変動、不適切な計画の実行などにより、当初の目標との乖離が発生するリスクをいいます。危機管理・事業継続管理に関わるリスクや持続可能な成長(Sustainability)を目標とした際に相上に上がる、気候変動リスクや情報技術革新・医療革新などのエマージングリスクも戦略・ビジネスリスクに含まれます。

自然災害、システム障害、感染症の流行、大規模停電のような事故など、事業の継続を脅かすリスクに対しては、危機管理規程、事業継続管理規程、事業継続計画(Business Continuity Plan; BCP)を整備するとともに、定期的な訓練などを行っています。大規模地震に対する対策としては、堅牢なデータセンターでのシステム運営や、在宅勤務のスキームを活用することにより、有事の際にも保険金支払いなどの業務が滞りなく実行できる態勢を整備しています。

また、戦略・ビジネスリスクの管理にあたっては、TRPの活用などを行っています。

資料編

2025年4月1日～2026年3月31日

- I. 保険会社の概況及び組織
- II. 保険会社の主要な業務の内容
- III. 直近事業年度における事業の概況
- IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- V. 財産の状況
- VI. 業務の状況を示す指標等
- VII. 保険会社の運営
- VIII. 特別勘定に関する指標等
- IX. 保険会社及びその子会社等の状況

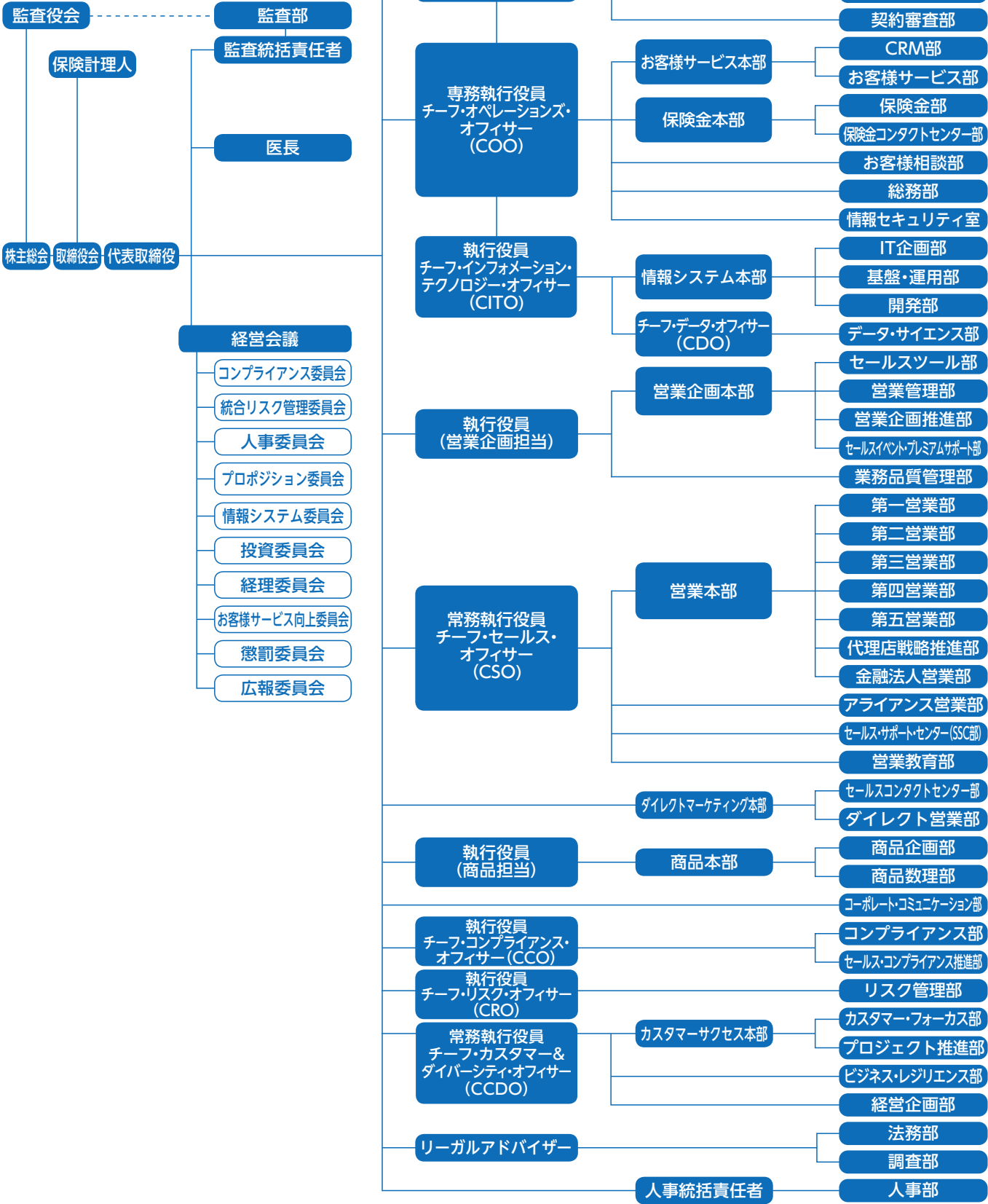


I. 保険会社の概況及び組織

I-1 沿革

7、8ページをご参照ください。

I-2 経営の組織



(2026年6月末現在)

I-3 店舗

本社(中野オフィス) 〒164-0001 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス16階 03-6832-1101
調布オフィス 〒182-0026 東京都調布市小島町1丁目32番2号 京王調布小島町ビル 03-6705-4265

I-4 資本金の推移

年月日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2021年4月1日	2,316百万円	7,316百万円	保険事業の譲受け

I-5 株式の総数

発行する株式の総数	1,000,000株
発行済株式の総数	18,100株
当期末株主数	1名

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	18,100株	—

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	18,100株	100%	—	—

I-7 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	スイス連邦 8002 チューリッヒ州 ミテンキイ2番地	825百万スイスフラン	生命保険を除く保険業務全般及び再保険業務	1872年11月16日	100%

I-8 役員等一覧(役職名・氏名)

取締役

役職	氏名
代表取締役 執行役員社長 兼 CEO (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)	太田 健自
取締役 専務執行役員 兼 COO (チーフ・オペレーションズ・オフィサー)	十文字 勝広
取締役	Tim Howell

監査役

役職	氏名
監査役(常勤)	河野 雅俊
監査役(非常勤:社外)	笠島 正和
監査役(非常勤:社外)	森田 均

執行役員	
役職	氏名
常務執行役員 CCDO(チーフ・カスタマー&ダイバーシティ・オフィサー) 兼 リーガルアドバイザー	曾我部 うらら
常務執行役員 CSO(チーフ・セールス・オフィサー)	森田 裕之
常務執行役員 CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)	Teresa Yam
執行役員 CRO(チーフ・リスク・オフィサー)	横山 武志
執行役員 CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)	竹田 憲充
執行役員 CITO(チーフ・インフォメーション・テクノロジー・オフィサー)	金子 稔功
執行役員(商品担当)	笠原 吉家
執行役員(営業企画担当)	野村 剛
執行役員 CUW(チーフアンダーライター)	八束 滋
執行役員 CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)	松本 拡樹
執行役員 CA(チーフアクチュアリー)	鳥海 遼

(2026年7月1日現在)

Iー9 会計参与の氏名又は名称

該当ありません。

Iー10 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 臼倉 健司 越智 淳

Iー11 従業員の在籍・採用状況

区分	2024年度末 在籍数	2025年度末 在籍数	2024年度末 採用数	2025年度末 採用数	2025年度末 平均年齢	2025年度末 平均勤続年数
内務職員	470	486	63	37	43.6	7年0ヶ月
(男性)	203	210	23	15	46.1	7年6ヶ月
(女性)	267	276	40	22	41.8	6年9ヶ月

(注)1. 営業職員は在籍していません。
2. 当社では、総合職・一般職の区別はしていません。

Iー12 平均給与(内勤職員)

区分	2025年3月	2026年3月
内勤職員	562	578

(単位：千円)

(注)平均給与は各年度末の税込定例給与であり、賞とおよび時間外手当は含んでいません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

Ⅱー1 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け及び資産の運用

当社は、資産と負債の総合管理に基づき、保険負債の特徴を鑑み、資産運用を行っています。具体的には、流動性が高く、信用性が高い円建債券を中心に資産を振り向けています。また、効率的な運用を行うために、限定的に投資信託等にも投資を行っています。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
チューリッヒ少額短期保険株式会社

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

Ⅱー2 経営方針

1ページの「経営理念」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

Ⅲー1 直近事業年度における事業の概況

2025年度の契約成績に関しては、個人保険及び個人年金の新契約高は件数で前年度比 83.2% の 173,084 件、金額で前年度比 263.0% の 6,801 億円となり、解約・失効契約高は件数で前年度比 105.2% の 71,280 件、金額では前年度比 116.9% の 908 億円となりました。この結果、当年度末の保有契約高は件数で前年度末比 106.2% の 1,734,579 件、金額では前年度末比 144.0% の 18,553 億円と増加しました。

一方、収入面では、保険料収入は前年度比 113.2% の 829 億円と増加しました。支出面では、保険金支払は前年度比 123.2% の 16 億円、給付金支払は前年度比 121.1% の 250 億円となりました。事業費は、前年度比 97.2% の 364 億円となりました。この結果、29 億円の経常損失となりました。

Ⅲー2 契約者懇談会開催の概況

当社では、通信販売、募集代理店を中心とする事業の特性に基づき、契約者懇談会を開催していません。なお、顧客推奨度であるネット・プロモーター・スコア(NPS[®]) を計測し、改善すべき項目についてアクションプランを策定し、日々のサービスの改善に努めています。

Ⅲー3 相談・苦情処理態勢、相談（照会・苦情）の件数及び苦情からの改善事例

16 ページをご参照ください。

Ⅲー4 契約者に対する情報提供の実態

当社では、ご契約いただいたお客さまに対し、公式ウェブサイトから契約内容をご確認いただけるサービスを提供しています。また、これ以外にも各種商品の照会をはじめ、当社サービス体制、会社業績などの情報提供、商品ごとの保険料試算などのサービスを提供しています。

<https://www.zurichlife.co.jp>

Ⅲー5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

13、14 ページをご参照ください。

Ⅲー6 代理店教育・研修の概略

15 ページをご参照ください。

Ⅲー7 新規開発商品の状況

13、14 ページをご参照ください。

Ⅲー8 保険商品一覧(主な販売商品)

13、14 ページをご参照ください。

Ⅲー9 情報システムに関する状況

当社では、お客さまの大切なご契約を安全かつ確実に保全管理するとともに、ご契約に関わるあらゆる事務処理を迅速かつ効率的に行うために、安定性および信頼性を重視した高度な情報処理基盤を活用したオンラインシステムを構築しています。

情報システムに関する意思決定および資源管理を一元的に行うため、情報システム本部を中心とする機能別の組織を整備しています。これにより、適切なITガバナンスのもとで、情報システムの企画、開発、基盤の維持改善および運用がより効果的に実施できる体制を構築しています。

全社的な統合セキュリティ・ポリシーに基づく規程、管理手順、運用マニュアルの整備を行い、ご契約に関わる重要な情報が適切に管理されるよう定期的なトレーニング、法令制度に基づく改善や見直し、業務運用のモニタリングを実施しています。このような業務運用としてのセキュリティ対策に加え、情報システムとしてもファイアーウォールをはじめとするセキュリティシステムを構築して、サイバー攻撃（内外部からの不正アクセスなど）や情報の漏えい、不正利用を物理的に防止するための強固な仕組みを構築しています。

災害時やシステム障害時などの非常事態に備え、メイン・コンピュータと同型のバックアップ・コンピュータを設置し、リアルタイムで同期を取ることで、契約情報などの重要なデータが失われないよう保護するとともに、万が一の事態が発生した際にはこのバックアップ・コンピュータが処理を引き継ぎ、業務が継続できるよう、業務の継続が可能となる体制を整えています。

一方、AI およびデータ活用を全社的な重要施策の一つとして位置づけ、チーフ・データ・オフィサー（CDO）の統括のもと、データの適切な管理および利活用を推進しています。専門組織が各業務部門と連携し、統制の確保を前提としながら業務効率化や意思決定の高度化に取り組んでいます。

Ⅲー10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

11 ページをご参照ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

9 ページをご参照ください。

V. 財産の状況

V-1 貸借対照表

科目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)	科目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	9,595	10,929	保険契約準備金	64,339	71,713
預貯金	9,595	10,929	支払備金	4,744	5,471
金銭の信託	－	1,571	責任準備金	59,594	66,241
有価証券	53,903	56,448	代理店借	1,696	1,994
国債	20,059	27,769	再保険借	57,945	76,140
地方債	22	－	その他負債	4,056	1,168
社債	23,809	17,634	未払法人税等	2,955	3
株式	137	110	未払金	1	2
外国証券	1,743	2,693	未払費用	908	903
その他の証券	8,130	8,240	預り金	55	58
有形固定資産	119	212	リース債務	1	2
建物	61	85	資産除去債務	101	101
リース資産	1	1	仮受金	33	97
その他の有形固定資産	56	124	役員退職慰労引当金	61	62
無形固定資産	1,306	1,422	価格変動準備金	228	244
ソフトウェア	1,305	1,422	負債の部 合計	128,328	151,322
その他の無形固定資産	0	0			
代理店貸	230	90	(純資産の部)		
再保険貸	76,364	90,008	資本金	7,316	7,316
その他資産	4,666	6,017	資本剰余金	6,316	6,316
未収金	4,125	5,358	資本準備金	6,316	6,316
前払費用	169	313	利益剰余金	6,014	3,368
未収収益	107	123	その他利益剰余金	6,014	3,368
預託金	78	77	繰越利益剰余金	6,014	3,368
その他の資産	185	144	株主資本合計	19,647	17,001
前払年金費用	61	110	その他有価証券評価差額金	△ 345	269
繰延税金資産	1,569	1,861	評価・換算差額等合計	△ 345	269
貸倒引当金	△ 187	△ 78	純資産の部 合計	19,301	17,270
資産の部 合計	147,629	168,593	負債及び純資産の部 合計	147,629	168,593

(単位：百万円)

(単位：百万円)

V-2 損益計算書

科目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
経常損益の部		
経常収益	206,552	132,713
保険料等収入	205,208	130,836
保険料	73,238	82,907
再保険収入	131,969	47,928
資産運用収益	1,330	1,840
利息及び配当金等収入	852	967
預貯金利息	－	0
有価証券利息・配当金	852	966
金銭の信託運用益	10	0
有価証券売却益	463	718
特別勘定資産運用益	4	154
その他経常収益	13	36
その他の経常収益	13	36
経常費用	197,334	135,708
保険金等支払金	137,545	90,460
保険金	1,370	1,688
年金	104	107
給付金	20,722	25,084
解約返戻金	262	279
その他返戻金	132	150
再保険料	114,953	63,148
責任準備金等繰入額	20,527	7,374
支払備金繰入額	1,006	727
責任準備金繰入額	19,521	6,646
資産運用費用	954	466
支払利息	3	1
有価証券売却損	547	342
有価証券評価損	213	27
為替差損	17	25
貸倒引当金繰入額	173	69
事業費	37,512	36,479
その他経常費用	794	927
税金	293	322
減価償却費	351	490
退職給付引当金繰入額	138	110
その他の経常費用	10	3
経常利益 (△は経常損失)	9,217	△ 2,994
特別損益の部		
特別利益	－	－
特別損失	20	15
固定資産等処分損	4	0
価格変動準備金繰入額	16	15
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	9,196	△ 3,010
法人税及び住民税	3,007	36
法人税等調整額	△ 159	△ 401
法人税等合計	2,847	△ 364
当期純利益 (△は当期純損失)	6,348	△ 2,645

(単位：百万円)

V-3 キャッシュ・フロー計算書

科目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	9,196	△ 3,010
減価償却費	351	490
支払備金の増減額 (△は減少)	1,006	727
責任準備金の増減額 (△は減少)	19,521	6,646
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	136	△ 108
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10	0
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△ 11	△ 48
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	16	15
利息及び配当金等収入	△ 852	△ 967
有価証券関係損益 (△は益)	292	△ 330
支払利息	3	1
有形固定資産関係損益 (△は益)	4	0
無形固定資産関係損益 (△は益)	0	0
代理店貸の増減額 (△は増加)	△ 171	140
再保険貸の増減額 (△は増加)	44,805	△ 57,366
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	154	△ 581
代理店借の増減額 (△は減少)	△ 564	297
再保険借の増減額 (△は減少)	△ 107,322	61,917
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△ 116	62
小 計	△ 33,537	7,887
利息及び配当金等の受取額	846	913
利息の支払額	△ 3	△ 1
法人税等の支払額	△ 80	△ 2,587
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,776	6,211
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 17,500	△ 1,571
金銭の信託の減少による収入	26,900	－
有価証券の取得による支出	△ 7,381	△ 12,596
有価証券の売却・償還による収入	35,192	9,989
II 資産運用活動計	37,211	△ 4,178
(営業活動及び資産運用活動計)	4,435	2,033
有形固定資産の取得による支出	△ 5	△ 172
無形固定資産の取得による支出	△ 887	△ 527
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,317	△ 4,878
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1	0
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,540	1,334
V 現金及び現金同等物期首残高	6,054	9,595
VI 現金及び現金同等物期末残高	9,595	10,929

(単位：百万円)

V-4 株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）									
	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益 剰余金					
当期首残高	7,316	6,316	6,316	△ 334	△ 334	13,298	660	660	13,958
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	6,348	6,348	6,348	－	－	6,348
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△ 1,006	△ 1,006	△ 1,006
当期変動額合計	－	－	－	6,348	6,348	6,348	△ 1,006	△ 1,006	5,342
当期末残高	7,316	6,316	6,316	6,014	6,014	19,647	△ 345	△ 345	19,301
(単位：百万円)									

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益 剰余金					
当期首残高	7,316	6,316	6,316	6,014	6,014	19,647	△ 345	△ 345	19,301
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	△ 2,645	△ 2,645	△ 2,645	－	－	△ 2,645
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	614	614	614
当期変動額合計	－	－	－	△ 2,645	△ 2,645	△ 2,645	614	614	△ 2,030
当期末残高	7,316	6,316	6,316	3,368	3,368	17,001	269	269	17,270

(単位：百万円)

重要な会計方針

2024年度	2025年度																		
1 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(利息法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(利息法)、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2 保有する有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備及び構築物を除く)については定額法)を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3 外貨建資産・負債は決算日の為替相場により円換算しております。 4 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権及び現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 また、すべての債権は、上記の規定に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 5 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は次のとおりです。 <table><tr><td>退職給付見込額の期間帰属方法</td><td>期間定額</td><td>基準</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td><td>年</td></tr><tr><td>過去勤務費用の処理年数</td><td>10年</td><td>年</td></tr></table> 6 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 7 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 8 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 9 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金(以下、「[出再責任準備金]」は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておけません。 10 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。))については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。))等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。))第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条1項本則と同様の方法により算出しております。 11 無形固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 12 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額は1,569百万円であります。 (2)その他の情報 繰延税金資産は将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積み、金額を算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額	基準	数理計算上の差異の処理年数	5年	年	過去勤務費用の処理年数	10年	年	1 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(利息法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(利息法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む))については移動平均法による償却原価法(利息法)、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2 責任準備金対応債券に関する事項は次のとおりであります。 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、責任準備金対応債券に係る小区分の設定においては、将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法を使用しております。 この方法に用いた将来収支の期間は10年以上40年未満、保有契約から期間内に発生すると予測される支出額のデュレーションは22.2年、保有契約から期間内に発生すると予測される収入額のデュレーションは19.9年、責任準備金対応債券のデュレーションは22.0年であります。 3 保有する有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備及び構築物を除く)については定額法)を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 4 外貨建資産・負債は決算日の為替相場により円換算しております。 5 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権及び現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 また、すべての債権は、上記の規定に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 6 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は次のとおりです。 <table><tr><td>退職給付見込額の期間帰属方法</td><td>期間定額</td><td>基準</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td><td>年</td></tr><tr><td>過去勤務費用の処理年数</td><td>10年</td><td>年</td></tr></table> 7 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 8 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 9 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 10 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金(以下、「[出再責任準備金]」は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておけません。 11 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。))については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。))等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。))第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条1項本則と同様の方法により算出しております。 12 無形固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 13 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額は1,861百万円であります。 (2)その他の情報 繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積み、金額を算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積みと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額	基準	数理計算上の差異の処理年数	5年	年	過去勤務費用の処理年数	10年	年
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額	基準																	
数理計算上の差異の処理年数	5年	年																	
過去勤務費用の処理年数	10年	年																	
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額	基準																	
数理計算上の差異の処理年数	5年	年																	
過去勤務費用の処理年数	10年	年																	

2024年度

13 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、金利の動向を注視しつつ、資産の流動性、安全性に重点を置いた効率的な運用を行っております。この方針に基づき、具体的には、円貨建公社債等に投資しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、バリュート・アット・リスクが許容されるリスクの範囲内となるよう適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、グループ本社が定める投資方針をもとにコントロールしております。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産運用は、各特別勘定の流動性を確保しつつ、主たる投資対象となる投資信託による運用を行っております。

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預貯金、未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	53,850	48,923	△ 4,926
売買目的有価証券	105	105	—
満期保有目的の債券	20,059	15,133	△ 4,926
その他有価証券	33,685	33,685	—

なお、非上場株式等の市場価格のない株式については、有価証券を含めておりません。

当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、53百万円であります。

14 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(ア)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	8,108	25,681	—	33,790
売買目的有価証券	—	105	—	105
その他	—	105	—	105
その他有価証券	8,108	25,576	—	33,685
地方債	—	22	—	22
社債	—	23,809	—	23,809
株式	84	—	—	84
その他	8,024	1,743	—	9,768
資産計	8,108	25,681	—	33,790

(イ)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	15,133	—	—	15,133
満期保有目的の債券	15,133	—	—	15,133
国債	15,133	—	—	15,133
資産計	15,133	—	—	15,133

(ウ)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

2025年度

14 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、金利の動向を注視しつつ、資産の流動性、安全性に重点を置いた効率的な運用を行っております。この方針に基づき、具体的には、円貨建公社債等に投資しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、バリュート・アット・リスクが許容されるリスクの範囲内となるよう適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、グループ本社が定める投資方針をもとにコントロールしております。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産運用は、各特別勘定の流動性を確保しつつ、主たる投資対象となる投資信託による運用を行っております。

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預貯金、未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,571	1,571	—
有価証券	56,395	47,033	△ 9,361
売買目的有価証券	1,310	1,310	—
満期保有目的の債券	20,101	11,638	△ 8,463
責任準備金対応債券	7,668	6,770	△ 897
その他有価証券	27,315	27,315	—

なお、非上場株式等の市場価格のない株式については、有価証券を含めておりません。

当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、53百万円であります。

15 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(ア)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	571	1,000	—	1,571
有価証券	7,941	20,683	—	28,625
売買目的有価証券	—	1,310	—	1,310
その他	—	1,310	—	1,310
その他有価証券	7,941	19,373	—	27,315
社債	—	17,634	—	17,634
株式	57	—	—	57
その他	7,884	1,739	—	9,623
資産計	8,512	21,683	—	30,196

(イ)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	18,408	—	—	18,408
満期保有目的の債券	11,638	—	—	11,638
国債	11,638	—	—	11,638
責任準備金対応債券	6,770	—	—	6,770
国債	6,770	—	—	6,770
資産計	18,408	—	—	18,408

(ウ)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

i. 金銭の信託

金銭の信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられる場合には、当該帳簿価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

ii. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

注記事項(貸借対照表関係)

2024年度	2025年度
1 有形固定資産の減価償却累計額は、407百万円であります。 2 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、108百万円であります。なお、負債の額も同額であります。 3 関係会社に対する金銭債務の総額は165百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、480百万円であります。 2 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,894百万円であります。なお、負債の額も同額であります。 3 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は107百万円であります。

2024年度

4繰延税金資産の総額は、3,740百万円、繰延税金負債の総額は42百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,129百万円であります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金2,685百万円、減価償却超過額513百万円であります。繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、前払年金費用17百万円、仮払税金13百万円、資産除去債務対応資産10百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、保険契約準備金と有価証券に係る評価性引当額の増加であります。当年度における法定実効税率は28.00％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価制引当額の増減4.89％であります。

5保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(「出再支払備金」という。)の金額は535百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(「出再責任準備金」という。)の金額は125,553百万円であります。

61株当たりの純資産額は1,066,369円32銭であります。

7退職給付に関する事項は次のとおりであります。(1)採用している退職給付制度の概要当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。(2)確定給付制度①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表期首における退職給付債務927 百万円勤務費用118 百万円利息費用13 百万円数理計算上の差異の発生額△85 百万円退職給付の支払額△61 百万円過去勤務費用の発生額－ 百万円その他－ 百万円期末における退職給付債務911 百万円②年金資産の期首残高と期末残高の調整表期首における年金資産923 百万円期待運用収益4 百万円数理計算上の差異の発生額2 百万円事業主からの拠出額149 百万円退職給付の支払額△61 百万円その他－ 百万円期末における年金資産1,019 百万円③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務911 百万円年金資産△1,019 百万円△107 百万円未認識数理計算上の差異78 百万円未認識過去勤務費用△32 百万円その他－ 百万円退職給付引当金(△前払年金費用)△61 百万円④退職給付に関連する損益勤務費用118 百万円利息費用13 百万円期待運用収益△4 百万円数理計算上の差異の費用処理額5 百万円過去勤務費用の費用処理額6 百万円その他－ 百万円確定給付制度に係る退職給付費用138 百万円⑤年金資産の主な内訳生命保険一般勘定100.00 %⑥長期期待運用収益率の設定方法年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。⑦数理計算上の計算基礎に関する事項期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。割引率2.22 %長期期待運用収益率0.50 %(3)確定拠出制度確定拠出制度に係る退職給付費用の額当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円であります。

8資産留保型共同保険式再保険は、金融商品実務指針に則り再保険貸と再保険借の内純額にて決済される予定の金額を相殺表示しています。資産留保型共同保険式再保険の特徴として、資金を決済せず留保すると契約高の増加に伴って再保険料や再保険手数料等に掛かる再保険貸借の残存金額が増加していくこととなりますが、多くは再保険契約終了時に純額にて決済されるものであります。純額決済される金額を相殺表示することは、債権債務の残高規模を実態に即して表すために実施するものであり、今後見込まれる契約高の更なる増加を見越して同再保険貸借の金額的重要性が増すことに備えるものであります。この相殺表示に伴い、貸借対照表上の再保険貸、再保険借の金額はそれぞれ109,876百万円減少しております。この表示による損益計算書への影響はありません。

9金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

4繰延税金資産の総額は、4,573百万円、繰延税金負債の総額は149百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,562百万円であります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金3,206百万円、減価償却超過額544百万円、繰越欠損金366百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は323百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は2,238百万円であります。繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額109百万円、前払年金用31百万円、資産除去債務対応資産7百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、繰越欠損金と保険契約準備金、有価証券に係る評価性引当額の増加であります。税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。(単位：百万円)

5保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(「出再支払備金」という。)の金額は833百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(「出再責任準備金」という。)の金額は150,718百万円であります。

61株当たりの純資産額は954,166円99銭であります。

7退職給付に関する事項は次のとおりであります。(1)採用している退職給付制度の概要当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。(2)確定給付制度①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表期首における退職給付債務911 百万円勤務費用118 百万円利息費用20 百万円数理計算上の差異の発生額△74 百万円退職給付の支払額△42 百万円過去勤務費用の発生額－ 百万円その他－ 百万円期末における退職給付債務933 百万円②年金資産の期首残高と期末残高の調整表期首における年金資産1,019 百万円期待運用収益5 百万円数理計算上の差異の発生額7 百万円事業主からの拠出額159 百万円退職給付の支払額△42 百万円その他－ 百万円期末における年金資産1,148 百万円③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務933 百万円年金資産△1,148 百万円△215 百万円未認識数理計算上の差異131 百万円未認識過去勤務費用△25 百万円その他－ 百万円退職給付引当金(△前払年金費用)△110 百万円④退職給付に関連する損益勤務費用118 百万円利息費用20 百万円期待運用収益△5 百万円数理計算上の差異の費用処理額△28 百万円過去勤務費用の費用処理額6 百万円その他－ 百万円確定給付制度に係る退職給付費用110 百万円⑤年金資産の主な内訳生命保険一般勘定100.00 %⑥長期期待運用収益率の設定方法年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。⑦数理計算上の計算基礎に関する事項期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。割引率3.33 %長期期待運用収益率0.95 %(3)確定拠出制度確定拠出制度に係る退職給付費用の額当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円であります。

8資産留保型共同保険式再保険は、金融商品実務指針に則り再保険貸と再保険借の内純額にて決済される予定の金額を相殺表示しています。資産留保型共同保険式再保険の特徴として、資金を決済せず留保すると契約高の増加に伴って再保険料や再保険手数料等に掛かる再保険貸借の残存金額が増加していくこととなりますが、多くは再保険契約終了時に純額にて決済されるものであります。純額決済される金額を相殺表示することは、債権債務の残高規模を実態に即して表すために実施するものであり、今後見込まれる契約高の更なる増加を見越して同再保険貸借の金額的重要性が増すことに備えるものであります。この相殺表示に伴い、貸借対照表上の再保険貸、再保険借の金額はそれぞれ153,598百万円減少しております。この表示による損益計算書への影響はありません。

9金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

注記事項(損益計算書関係)

2024年度

1 重要な会計方針は次のとおりであります。
(1) 保険料
初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
(2) 再保険収入
元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険協約書に基づき算定された額を、当該保険金等の支払時に再保険収入に計上しております。また、共同保険式再保険では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る事業費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上しております。
(3) 保険金等支払金(再保険料を除く)
保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当期末時点において支払義務が発生したものの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金に繰り入れております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」)は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てております。
(4) 再保険料
再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
2 関係会社との取引による収益の総額は129,759百万円、費用の総額は81,592百万円であります。
3 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1百万円、外国証券0百万円、その他の証券461百万円であります。
4 有価証券売却損の内訳は、国債等債券497百万円、外国証券4百万円、その他の証券45百万円であります。
5 有価証券評価損の内訳は、株式213百万円であります。
6 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は130百万円であります。
7 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は8,358百万円であります。
8 1株当たりの当期純利益は350,765円90銭であります。
9 再保険収入には、共同保険式再保険に係る金額が46,293百万円含まれており、そのうち出再保険事業費受入は30,629百万円となります。再保険料には、共同保険式再保険に係る金額が58,189百万円含まれております。
10 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末 残高 (百万円)
親会社	Zurich Insurance Company Ltd.	被所有 100%	再保険 取引	再保険収入 (*)	129,759	再保険貸	72,760
				再保険料 (*)	80,813	再保険借	52,853

取引条件および取引条件の決定方針等
(※1)再保険協約書に基づき合意された再保険収入、再保険料を計上しております。取引条件については、合理的な根拠に基づき通常の取引と相違しないこと等に留意して決定しております。
(※2)当社は、将来の損益ボラティリティ緩和やリスク量軽減による財務の健全性向上を目的として、2024年11月30日付けで新たに共同保険式再保険契約を締結しました。この再保険契約は、終身ガン治療保険の一部をカバーしています。また、同日付で終身ガン治療保険に関連するグループ内再保険契約の一部を終了しました。この変更による2024年度への影響額は再保険収入85,621百万円、再保険料56,582百万円、支払備金繰入額178百万円、責任準備金繰入額15,143百万円であります。以上による税引前当期純利益への影響は13,717百万円となりました。
11 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

1 重要な会計方針は次のとおりであります。
(1) 保険料
初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
(2) 再保険収入
元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険協約書に基づき算定された額を、当該保険金等の支払時に再保険収入に計上しております。また、共同保険式再保険では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る事業費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上しております。
(3) 保険金等支払金(再保険料を除く)
保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当期末時点において支払義務が発生したものの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金に繰り入れております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」)は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てております。
(4) 再保険料
再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
2 関係会社との取引による収益の総額は38,166百万円、費用の総額は44,700百万円であります。
3 有価証券売却益の内訳は、国債等債券0百万円、その他の証券718百万円であります。
4 有価証券売却損の内訳は、国債等債券341百万円、外国証券0百万円であります。
5 有価証券評価損の内訳は、株式27百万円であります。
6 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は297百万円であります。
7 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は25,164百万円であります。
8 1株当たりの当期純損失は146,176円96銭であります。
9 再保険収入には、共同保険式再保険に係る金額が47,829百万円含まれており、そのうち出再保険事業費受入は28,725百万円となります。再保険料には、共同保険式再保険に係る金額が62,794百万円含まれております。
10 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末 残高 (百万円)
親会社	Zurich Insurance Company Ltd.	被所有 100%	再保険 取引	再保険収入 (*)	38,166	再保険貸	87,424
				再保険料 (*)	43,722	再保険借	71,243

取引条件および取引条件の決定方針等
(※)再保険協約書に基づき合意された再保険収入、再保険料を計上しております。取引条件については、合理的な根拠に基づき通常の取引と相違しないこと等に留意して決定しております。
11 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

2024年度				
1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)				
	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	18,100	—	—	18,100
合計	18,100	—	—	18,100

2025年度				
1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)				
	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	18,100	—	—	18,100
合計	18,100	—	—	18,100

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関連)

2024年度	2025年度								
1 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。 2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 <table><tr><td>現金及び預貯金</td><td>9,595 百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>9,595 百万円</td></tr></table>	現金及び預貯金	9,595 百万円	現金及び現金同等物	9,595 百万円	1 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。 2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 <table><tr><td>現金及び預貯金</td><td>10,929 百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>10,929 百万円</td></tr></table>	現金及び預貯金	10,929 百万円	現金及び現金同等物	10,929 百万円
現金及び預貯金	9,595 百万円								
現金及び現金同等物	9,595 百万円								
現金及び預貯金	10,929 百万円								
現金及び現金同等物	10,929 百万円								

V-5 保険業法に基づく債権の状況

該当ありません。

V-6 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V-7 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(1) 直近の事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

項目	2025年度末
適格資本の額 (A)	137,242
所要資本の額 (B)	77,379
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	177.3%
(単位：百万円、%)	

(2) 直近の事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

項目	2025年度末
Tier1 適格資本の額((B)－(C)) (A)	136,992
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額(B)	138,631
算入制限のないTier1 資本調達手段の額	7,316
算入制限のあるTier1 資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier1 適格資本の額	131,314
利益剰余金等の額	9,297
資本剰余金(Tier2 適格資本に算入されるものを除く)の額	6,316
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	269
その他の拠出金等の額	—
経済価値ベースの調整額	115,432
Tier1 適格資本に係る調整項目の額(C)	1,638
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	1,422
繰延税金資産の額	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	215
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1 資本調達手段の額	—
自己のTier1 資本調達手段への投資の額	—
不適格再保険資産の額	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—
Tier2 適格資本の額((E)－(F)－(G)) (D)	250
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額(E)	250
Tier2 資本調達手段の額	—
算入制限のあるTier1 資本調達手段の制限を超過した額	—
払込済みTier2 資本調達手段の額	—
払込未済のTier2 資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier2 適格資本の額	250
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—
処分制約のある資産のうちTier1 適格資本から控除される額	—
Tier2バスケット(上限適用後)の額	250
Tier2 適格資本に係る調整項目の額(F)	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2 資本調達手段の額	—
自己のTier2 資本調達手段への投資の額	—
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額(G)	—
適格資本の額((A) + (D))	137,242
(単位：百万円)	

(3) 直近の事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

項目	2025年度末
生命保険リスクの額(A)	88,427
死亡リスクの額	5,820
長寿リスクの額	0
罹患及び障害リスクの額	48,861
解約及び失効リスクの額	54,532
経費リスクの額	18,312
マネジメント・アクションの効果の額	—
損害保険リスクの額(B)	—
巨大災害リスクの額(C)	17,141
市場リスクの額(D)	6,128
金利リスクの額	2,942
スプレッドリスクの額	814
株式リスクの額	1,501
不動産リスクの額	952
為替リスクの額	—
資産集中リスクの額	4,027
マネジメント・アクションの効果の額	—
信用リスクの額(E)	1,074
オペレーショナル・リスクの額(F)	3,316
マネジメント・アクションの効果の上限超過額(G)	—
分散効果の額(H)	16,370
非保険事業に係る所要資本の額(I)	—
所要資本の額(税効果考慮前)((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)－(H)+(I)) (J)	99,718
所要資本の税効果の額(K)	22,338
所要資本の額(税効果考慮後)((J)－(K))	77,379
(単位：百万円)	

- (注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。
2. 巨大災害リスクの額は、その内訳の記載を省略しています。

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

科目	2025年度			
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額
(資産の部)				
総資産	168,593	151,551	△ 179,832	140,312
現金及び預貯金	10,917	338	—	11,256
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	1,000	—	—	1,000
有価証券	55,138	△ 4,149	△ 9,361	41,627
国債	27,769	—	△ 9,361	18,408
地方債	—	—	—	—
社債	17,634	—	—	17,634
株式	110	3,734	—	3,845
外国証券	1,739	—	—	1,739
その他の証券	7,884	△ 7,884	—	—
貸付金	—	—	—	—
有形固定資産	212	3,609	—	3,821
土地	—	2,406	—	2,406
建物	85	1,203	—	1,288
リース資産	1	—	—	1
建設仮勘定	—	—	—	—
その他の有形固定資産	124	—	—	124
無形固定資産	1,422	—	—	1,422
ソフトウェア	1,422	—	—	1,422
のれん	—	—	—	—

科目	2025年度			
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	0	—	—	0
前払年金費用	110	—	105	215
繰延税金資産	1,861	—	△ 1,861	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—
貸倒引当金	△ 78	—	—	△ 78
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	96,116	200	183	96,500
特別勘定等の資産	1,894	—	—	1,894
再保険回収額	—	151,551	△ 168,898	△ 17,346
(負債の部)				
総負債	151,322	145,623	△ 295,264	1,681
保険負債(保険契約準備金)合計	71,713	145,867	△ 338,403	△ 120,821
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債	—	—	—	1,774
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	66,029	—	—	△ 150,241
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	—	—	—	27,644
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	5,684	△ 5,684	—	—
非保険負債合計	79,609	△ 244	43,138	122,503
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	—	—	—	—
その他の準備金	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	62	—	—	62
その他の引当金	—	—	—	—
価格変動準備金	244	△ 244	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	43,138	43,138
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—	—
未払法人税等	3	—	—	3
その他負債	79,299	—	—	79,299
(純資産の部)				
純資産	17,270	5,928	—	138,631
株主資本合計	17,001	5,928	—	22,929
資本金	7,316	—	—	7,316
新株式申込証拠金	—	—	—	—
資本剰余金	6,316	—	—	6,316
利益剰余金	3,368	—	—	3,368
規制上の準備金	—	5,928	—	5,928
(-)自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	269	—	—	269
その他有価証券評価差額金	269	—	—	269
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額	—	—	—	115,432

(単位：百万円)

注記事項(ソルベンシー・マージン比率)

2025年度

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1)資産の評価方法

①当社における主な資産の評価方法は以下の通りです。

Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券についても時価に評価替えをしています。
なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上(以下、「リスクスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えしています。
金融商品の時価への評価替えにおいては企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いております。
上記に関わらず、市場価格のない株式については、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

Ⅱ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。
また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額についてはプロポーショナルリティ原則を適用し、回収不能想定額の計算を省略しております。

Ⅲ. 繰延税金資産および繰延税金負債

繰延税金資産および繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金資産および繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産および繰延税金負債の額を加算しております。

②計算結果に対する重要性等を踏まえ、有価証券および不動産の一部については、原則的な取扱いを行わずに、プロポーショナルリティ原則を適用し、会計ベースの残高をそのまま使用する、リスクスルーの簡略化、等の手法により簡便的な計算を行っております。
プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

(2)負債の評価方法

①当社において、負債の評価方法は主に以下の通りです。

Ⅰ. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価している保険契約と資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約があります。
現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次の通りです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。
死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績を組み合わせて、将来トレンドも考慮して設定しています。
解約失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。
事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。
将来キャッシュ・フロー計測には変額商品の最低保証などの保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しております。
また、支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。
リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての商品を一般バケットに分類して算出しています。保険契約ポートフォリオの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下の通りです。

主な商品分類	適用バケット	5年	10年	15年	20年
全ての商品	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。
資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約(変額保険)については、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格をもって保険負債の評価額としています。

Ⅱ. 退職給付引当金(前払年金費用)

貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行っています。

②計算結果に対する重要性等を踏まえ、現在推計の計算の一部については、原則的な取扱いを行わずに、プロポーショナルリティ原則を適用し、会計ベースの残高をそのまま使用する、オプションと保証の時間価値の計算を省略/簡略化する、前提条件を類似の前提で代替する、等の手法により簡便的な計算を行っております。
プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1)会計上の見積りに関する事項

①経済価値ベースの保険負債

i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

△ 120,821百万円

ii. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2. (2)負債の評価方法に記載の通りです。

b. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記2. (2)負債の評価方法に記載の通りです。

ア. 死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提

イ. 割引率に関する前提

4. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。

5. 重要な後発事象

当社は2026年7月14日開催の株主総会において配当の実施を決議しました。詳細は次のとおりであります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年7月14日 株主総会	普通株式	800	44,200	2026年3月31日	2026年7月15日	利益剰余金

(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項

項目	2025年度末			
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額
外国証券	1,739	—	—	1,739
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	1,739	—	—	1,739
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

(単位：百万円)

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

項目	2025年度末					
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	66,029	151,551	△ 304,565	△ 61,737	254	△ 148,466
生命保険契約等	66,029	151,551	△ 304,565	△ 61,737	254	△ 148,466
個人保険	64,808	151,551	△ 304,569	△ 61,623	254	△ 149,578
個人年金	1,220	—	4	△ 113	—	1,112
団体保険	—	—	—	—	—	—
団体年金	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—
再保険回収額	—	151,551	△ 102,030	△ 66,868	—	△ 17,346
生命保険契約等	—	151,551	△ 102,030	△ 66,868	—	△ 17,346
個人保険	—	151,551	△ 102,030	△ 66,868	—	△ 17,346
個人年金	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—
団体年金	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

感応度分析(単体ベース)

項目	2025年度末					
	当期末の数値	円金利50 ベース・ポイント 上昇	円金利50 ベース・ポイント 下降	円金利UFR50 ベース・ポイント 下降	株式・不動産10% 下落	為替10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	177.3%	181.4%	172.6%	176.8%	176.2%	177.3%
適格資本の額	137,242	135,562	138,743	136,689	136,386	137,242
総資産	140,312	130,589	151,249	140,864	139,469	140,312
保険負債の額 (MOCEを除く)	△ 148,466	△ 153,218	△ 142,351	△ 147,071	△ 148,443	△ 148,466
現在推計を超える マージン(MOCE)の額	27,644	24,973	30,729	27,723	27,643	27,644
非保険負債の額	122,503	121,883	122,739	122,134	122,494	122,503
純資産の額	138,631	136,951	140,131	138,078	137,774	138,631
所要資本の額	77,379	74,691	80,364	77,295	77,368	77,379
生命保険リスクの額	88,427	84,949	92,137	88,382	88,425	88,427
市場リスクの額	6,128	6,312	6,398	5,980	6,093	6,128

(単位：％、百万円)

(注) 金利シナリオにつきましては、外貨建商品の保有がないため、円金利のみを記載しています。

(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

- a. リスク削減手法
- 所要資本の額の計算において、共同保険式再保険等により、各リスクが受再保険会社に移転されているため、リスク評価において再保険の効果を認識しています。

2. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

3. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当ありません。

(9) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の計算に関する社内規程(以下、「ESR規程」という。)を制定し、ESR規程に基づき、計算部門と検証体制の規定、及びESR検証・承認プロセスを正式に定めています。

ESRの計算を行う「計算部門」については、保険負債の評価・算定(関連する所要資本の算定を含む。以下、同様。)を行う数理部、有価証券の評価・算定を行う投資部、その他の資産、非保険負債に関する評価・算定を行う経理本部と定めています。また、数理部を、最終的なソルベンシー・マージン比率の算定を行う責任部署である「計算統括部門」と定めています。

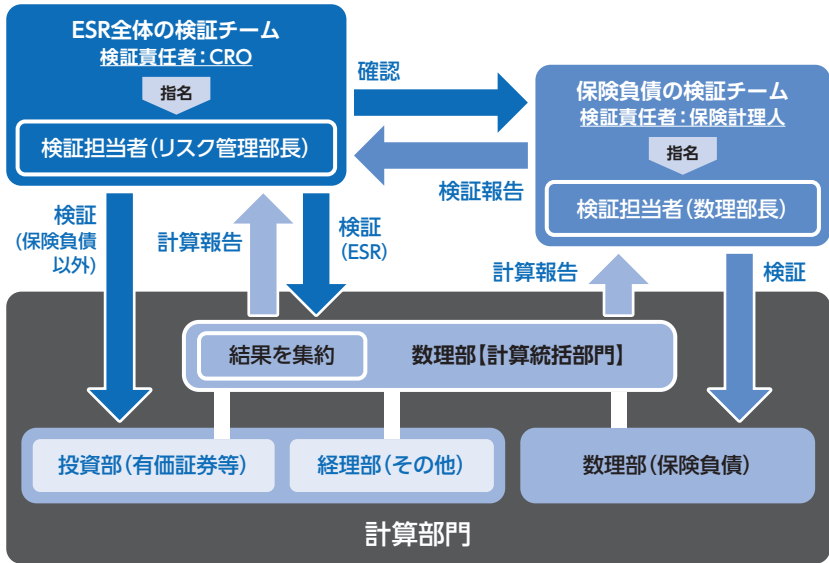
また、ESR関連統制機能は、専ら保険負債の検証を行う「保険負債の検証チーム」と、「保険負債の検証チーム」から独立して経済価値ベースのバランスシートを含めたソルベンシー・マージン比率計算全体の検証を行う「ESR全体の検証チーム」の2つのチームから構成されるものと規定され、各検証チームのメンバーは検証責任者が独立性・適格性に留意して、それぞれ個別に指名するものと定めています。

この規定に基づき、検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理またはリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案したうえで、取締役会にて「保険負債の検証責任者」は保険計理人が、「ESR全体の検証責任者」はCROが選任されています。

また、「保険負債の検証責任者」である保険計理人は、「保険負債の検証チーム」のメンバーとして数理部の計算業務に関与しない数理部長を指名し、「ESR全体の検証責任者」であるCROは、「ESR全体の検証チーム」のメンバーとしてリスク管理部長を指名することで、それぞれの検証チームが組成され、計算部門を含めた3者が相互に独立して、計算および検証を行う体制となっています(検証体制のイメージは下図を参照ください)。

なお、「保険負債の検証責任者」と「ESR全体の検証責任者」の権限・責任については、取締役会にて承認を得た職務に関する社内規程で別途定めており、当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでいます。

ソルベンシー・マージン比率の計算結果は取締役会に報告されるとともに、「保険負債の検証責任者」と「ESR全体の検証責任者」は、それぞれソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会は検証責任者から検証結果の報告を受けています。



V-8 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	105	△ 7	1,881	146

(単位：百万円)

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

区分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	20,059	15,133	△ 4,926	—	4,926	20,101	11,638	△ 8,463	—	8,463
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	7,668	6,770	△ 897	—	897
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	34,030	33,685	△ 345	1,133	1,479	27,936	28,315	378	1,666	1,287
公社債	24,937	23,832	△ 1,105	—	1,105	18,861	17,634	△ 1,226	—	1,226
株式	84	84	—	—	—	57	57	—	—	—
外国証券	1,800	1,743	△ 56	—	56	1,800	1,739	△ 61	—	61
公社債	1,800	1,743	△ 56	—	56	1,800	1,739	△ 61	—	61
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	7,208	8,024	816	1,133	317	6,217	7,884	1,666	1,666	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—
合計	54,090	48,818	△ 5,272	1,133	6,405	55,706	46,723	△ 8,982	1,666	10,649
公社債	44,997	38,965	△ 6,031	—	6,031	46,631	36,043	△ 10,587	—	10,587
株式	84	84	—	—	—	57	57	—	—	—
外国証券	1,800	1,743	△ 56	—	56	1,800	1,739	△ 61	—	61
公社債	1,800	1,743	△ 56	—	56	1,800	1,739	△ 61	—	61
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	7,208	8,024	816	1,133	317	6,217	7,884	1,666	1,666	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—

(単位：百万円)

- (注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式は本表から除いています。

○ 満期保有目的の債券

区分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	20,059	15,133	△ 4,926	20,101	11,638	△ 8,463
公社債	20,059	15,133	△ 4,926	20,101	11,638	△ 8,463
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

○ 責任準備金対応債券

区分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	7,668	6,770	△ 897
公社債	—	—	—	7,668	6,770	△ 897
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

○ その他有価証券

2024年度末				2025年度末		
区分	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	3,152	4,286	1,133	6,217	7,884	1,666
公社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	3,152	4,286	1,133	6,217	7,884	1,666
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	30,878	29,398	△ 1,479	21,718	20,431	△ 1,287
公社債	24,937	23,832	△ 1,105	18,861	17,634	△ 1,226
株式	84	84	—	57	57	—
外国証券	1,800	1,743	△ 56	1,800	1,739	△ 61
その他の証券	4,055	3,738	△ 317	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	1,000	1,000	—

(単位：百万円)

(注) 差額は、貸借対照表計上額から帳簿価額を差し引いた金額を表示しています。

- ・ 市場価格のない株式の帳簿価額は以下のとおりです。

区分	2024年度末	2025年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	53	53
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	53	53
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
合計	53	53

(単位：百万円)

(2) 金銭の信託の時価情報

2024年度末			2025年度末		
区分	貸借対照表計上額	時価	差損益	貸借対照表計上額	時価
金銭の信託	—	—	—	1,571	1,571

(単位：百万円)

- ・ 運用目的の金銭の信託

2024年度末		2025年度末	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	—	571	△ 13

(単位：百万円)

- ・ 満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

2024年度末			2025年度末		
区分	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	—	—	—	1,000	1,000

(単位：百万円)

(3) デリバティブ取引の時価情報

- 該当ありません。

V-9 経常利益等の明細(基礎利益)

		2024年度	2025年度
基礎利益	A	10,083	△ 2,282
キャピタル収益		570	718
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		463	718
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		107	—
キャピタル費用		777	539
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		547	342
有価証券評価損		213	27
金融派生商品費用		—	—
為替差損		17	25
その他キャピタル費用		—	144
キャピタル損益	B	△ 207	179
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	9,876	△ 2,102
臨時収益		23	19
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		23	19
臨時費用		682	911
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		509	842
個別貸倒引当金繰入額		173	69
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 659	△ 891
経常利益(△損失)	A+B+C	9,217	△ 2,994

(単位：百万円)

(参考) その他項目の内訳

		2024年度	2025年度
その他基礎収益		10	0
金銭信託運用益のうちインカムゲイン部分		10	0
その他キャピタル収益		107	—
再保険に関する収益		107	—
その他キャピタル費用		—	144
再保険に関する費用		—	144
その他臨時収益		23	19
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金戻入額		23	19

(単位：百万円)

V-10 会計監査人の監査について

当社は、2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)、並びにその附属明細書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

V-11 金融商品取引法に基づく監査について

該当ありません。

V-12 財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性に関する代表者による確認

代表取締役社長 兼 CEO 太田健自は、財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

V-13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況有効性に関する代表者による確認

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

Ⅵ－１ 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

2025年度末の個人保険・個人年金保険の保有契約高については、18,553億円(前期末12,888億円)となっており、前期末に比べて5,664億円増加しました。主な増減の内訳は、新契約による増加が6,801億円(前期2,586億円)、更新による増加が163億円(前期139億円)、解約・失効による減少が908億円(前期776億円)、満期による減少が249億円(前期213億円)となっております。

収支面については、保険料等収入1,308億円、資産運用収益18億円に対して保険金等支払金904億円、支払備金繰入額7億円、責任準備金繰入額66億円、資産運用費用4億円、事業費364億円でした。この結果、当期純損失26億円となり、また、当期末総資産は1,685億円となりました。

責任準備金については、当期末残高662億円(前期末595億円)となりました。内訳は、個人保険593億円、個人年金保険12億円、危険準備金56億円となっております。

(2) 保有契約高及び新契約高

区分	2024年度末				2025年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,632	109.4	1,287,675	114.2	1,734	106.2	1,854,205	144.0
個人年金保険	0	90.7	1,136	127.7	0	100.0	1,100	96.8
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：千件、百万円、％)

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

区分	2024年度						2025年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	208	92.5	258,604	116.2	258,604	—	173	83.2	680,113	263.0	680,113	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：千件、百万円、％)

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3) 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料（保険種類別、通貨別）

区分	2024年度			2025年度		
	新契約年換算保険料			新契約年換算保険料		
		平準払	一時払		平準払	一時払
合計	12,232	12,232	—	14,117	14,117	—
第一分野（除く個人年金）	2,138	2,138	—	6,976	6,976	—
終身保険（定額）	144	144	—	154	154	—
利率変動型終身保険	—	—	—	—	—	—
養老保険（定額）	—	—	—	—	—	—
定期保険	1,759	1,759	—	1,795	1,795	—
こども保険・学資保険	—	—	—	—	—	—
変額保険	—	—	—	4,886	4,886	—
その他の個人保険	235	235	—	140	140	—
第三分野	10,094	10,094	—	7,140	7,140	—
医療保険	8,965	8,965	—	5,683	5,683	—
介護保険	—	—	—	—	—	—
就業不能保険	25	25	—	16	16	—
がん保険	1,042	1,042	—	1,121	1,121	—
その他の個人保険	60	60	—	318	318	—
うち保険期間が終身のもの	9,873	9,873	—	6,705	6,705	—
個人年金	—	—	—	—	—	—
個人年金（定額）	—	—	—	—	—	—
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—
個人年金（変額）	—	—	—	—	—	—
利率変動型個人年金	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約の年換算保険料を計上し、「平準払」には、左記以外の契約の年換算保険料を計上しています。

4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によります。

保有契約年換算保険料

2024 年度					2025 年度			
保有契約年換算保険料					保有契約年換算保険料			
区分		平準払	一時払	その他		平準払	一時払	その他
合計	71,179	70,175	2	1,001	81,340	80,125	2	1,213
第一分野 (除く個人年金)	7,462	7,433	0	27	13,735	13,689	0	45
終身保険 (定額)	139	139	—	0	274	273	—	0
利率変動型終身保険	—	—	—	—	—	—	—	—
養老保険 (定額)	—	—	—	—	—	—	—	—
定期保険	5,953	5,928	0	25	7,254	7,212	0	41
こども保険・学資保険	—	—	—	—	—	—	—	—
変額保険	—	—	—	—	4,810	4,810	—	0
その他の個人保険	1,368	1,366	0	2	1,396	1,392	0	3
第三分野	63,698	62,741	0	956	67,590	66,436	0	1,154
医療保険	33,318	33,071	—	247	37,116	36,779	—	336
介護保険	—	—	—	—	—	—	—	—
就業不能保険	398	392	—	6	372	365	—	6
がん保険	27,204	26,586	0	617	27,149	26,436	0	712
その他の個人保険	2,776	2,691	—	85	2,952	2,853	—	98
うち保険期間が終身のもの	59,026	58,082	0	944	62,758	61,618	0	1,139
個人年金	19	—	2	17	14	—	1	13
個人年金 (定額)	11	—	0	10	8	—	—	8
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—	—	—
個人年金 (変額)	4	—	1	2	2	—	1	1
利率変動型個人年金	4	—	0	4	3	—	0	2

(単位：百万円)

- (注) 1. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約(現時点で年金開始している保有契約は除く。)の年換算保険料を計上し、「平準払」には現時点において、保険料を払込中の契約の年換算保険料を計上しています。「その他」には上記以外の契約(払済契約、延長契約、年金開始後契約、保険料払込を免除された契約等)の年換算保険料を計上しています。
4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によります。

(4) 契約者配当の状況

該当ありません。

VI-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区分	2024 年度	2025 年度
個人保険	13.9	14.3
個人年金保険	△ 24.0	△ 24.9
団体保険	—	—
団体年金保険	—	—

(単位：%)

(注) 個人保険、個人年金保険については、保有契約年換算保険料に基づく増加率を記載しています。

(2) 解約失効率(対年度始)

区分	2024 年度	2025 年度
個人保険	6.3	6.6
個人年金保険	0.0	0.0
団体保険	—	—

(単位：%)

(3) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

区分	2024 年度	2025 年度
出再保険会社数	5 (2)	6 (2)

(単位：社)

(注) () 内数値は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、責任準備金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

(4) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位 5 社に対する支払再保険料の割合

区分	2024 年度	2025 年度
出再保険会社上位 5 社の割合	100.0 (93.9)	100.0 (86.4)

(単位：%)

(注) () 内数値は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、責任準備金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

(5) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2024 年度	2025 年度
AA-以上	99.9 (93.9)	99.8 (86.4)
A+以下	0.1 (—)	0.2 (—)

(単位：%)

- (注) 1. 格付はスタンダード&プアーズによるものに基づいています。
2. () 内数値は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、責任準備金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

(6) 未だ収受していない再保険金の額

区分	2024 年度	2025 年度
未だ収受していない再保険金の額	29,264 (27,937)	40,914 (38,895)

(単位：百万円)

(注) () 内数値は、第三分野保険を表します(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、責任準備金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

(7) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

区分	2024 年度	2025 年度
第三分野発生率	35.8	39.1
医療(疾病)	28.0	26.5
がん	47.8	51.4
介護	—	—
その他	22.7	44.0

(単位：%)

VI－3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

区分		2024年度末	2025年度末
保険金	死亡保険金	354	395
	災害保険金	—	10
	高度障害保険金	—	—
	満期保険金	—	—
	その他	—	—
	小計	354	406
年金		48	6
給付金		4,328	5,045
解約返戻金		12	13
保険金据置支払金		—	—
その他共計		4,744	5,471

(単位：百万円)

(2) 責任準備金明細表

区分		2024年度末	2025年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	53,508	59,336
	（一般勘定）	53,508	57,562
	（特別勘定）	—	1,774
	個人年金保険	1,244	1,220
	（一般勘定）	1,138	1,104
	（特別勘定）	105	116
	団体保険	—	—
	（一般勘定）	—	—
	（特別勘定）	—	—
	団体年金保険	—	—
	（一般勘定）	—	—
	（特別勘定）	—	—
	その他	—	—
	（一般勘定）	—	—
	（特別勘定）	—	—
	小計	54,752	60,557
	（一般勘定）	54,647	58,666
	（特別勘定）	105	1,890
危険準備金		4,841	5,684
合計		59,594	66,241
（一般勘定）		59,488	64,350
（特別勘定）		105	1,890

(単位：百万円)

(3) 責任準備金残高の内訳

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末 合計
2024年度末	53,161	1,591	—	4,841	59,594
2025年度末	58,855	1,701	—	5,684	66,241

(単位：百万円)

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別、通貨別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区分	2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	算出方法書に定める基礎率による平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)	100.00%	算出方法書に定める基礎率による平準純保険料式

(注) 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別、通貨別)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	66	2.00%～3.10%
2001年度～2005年度	580	1.50%～2.35%
2006年度～2010年度	9,294	1.50%
2011年度	1,349	1.50%
2012年度	848	1.50%
2013年度	1,111	1.00%～1.50%
2014年度	2,109	1.00%
2015年度	7,949	1.00%
2016年度	8,676	0.00%～1.00%
2017年度	6,999	0.25%～1.00%
2018年度	6,394	0.25%
2019年度	4,654	0.25%
2020年度	3,112	0.25%～1.50%
2021年度	1,161	0.25%
2022年度	1,370	0.25%
2023年度	1,524	0.25%
2024年度	949	0.25%
2025年度	512	0.25%

(単位：百万円)

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。
3. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によります。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

① 責任準備金残高（一般勘定）

	2024年度末	2025年度末
責任準備金残高(一般勘定)	—	59

(単位：百万円)

- (注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2. 責任準備金残高(一般勘定)は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

② 算出方法、その計算の基礎となる係数（様式は各社任意）

算出方法は、平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式を採用しています。

計算の基礎となる係数は、同告示に定める率を使用しています。

ただし、同告示に定めのない係数について、資産種類のボラティリティについては以下の表の率、保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率を使用しています。

資産種類	ボラティリティ
コモディティ	17.30%
短期金融資産	0.30%

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	重要な会計方針の注記事項5のとおり計上しております。
	個別貸倒引当金	187	78	
	特定海外債権引当勘定	—	—	
役員退職慰労引当金	61	62	0	重要な会計方針の注記事項7のとおり計上しております。
価格変動準備金	228	244	15	重要な会計方針の注記事項8のとおり計上しております。

(単位：百万円)

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 保険料明細表

区分	2024年度	2025年度
個人保険	73,238	82,907
（うち一時払）	—	—
個人年金保険	0	0
（うち一時払）	0	0
団体保険	—	—
団体年金保険	—	—
その他共計	73,238	82,907

(単位：百万円)

(10) 保険金明細表

	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度	2024年度
区分							合計	合計
死亡保険金	1,566	—	—	—	—	—	1,566	1,316
災害保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
高度障害保険金	64	—	—	—	—	—	64	49
満期保険金	58	—	—	—	—	—	58	4
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,688	—	—	—	—	—	1,688	1,370

(単位：百万円)

(11) 年金明細表

	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度	2024年度
区分							合計	合計
年金	—	107	—	—	—	—	107	104

(単位：百万円)

(12) 給付金明細表

	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度	2024年度
区分							合計	合計
死亡給付金	12	—	—	—	—	—	12	11
入院給付金	5,925	—	—	—	—	—	5,925	4,689
手術給付金	5,023	—	—	—	—	—	5,023	3,904
障害給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	14,057	65	—	—	—	—	14,123	12,116
合計	25,019	65	—	—	—	—	25,084	20,722

(単位：百万円)

(注)個人年金保険その他には、据置期間満了時の選択一時金支払額7百万円が含まれています。

(13) 解約返戻金明細表

	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度	2024年度
区分							合計	合計
解約返戻金	279	—	—	—	—	—	279	262

(単位：百万円)

(14) 減価償却費明細表

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	692	79	480	212	69.4
建物	221	16	136	85	61.4
リース資産	9	1	7	1	78.7
その他の有形固定資産	461	61	337	124	73.0
無形固定資産	7,509	411	6,086	1,422	81.1
その他	—	—	—	—	—
合計	8,202	490	6,567	1,635	80.1

(単位：百万円、％)

(15) 事業費明細表

区分	2024年度	2025年度
営業活動費	23,723	21,728
営業管理費	3,733	3,807
一般管理費	10,055	10,944
合計	37,512	36,479

(単位：百万円)

(注)一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は2024年度1百万円、2025年度1百万円です。

(16) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

Ⅵ－4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1)資産運用の概況

① 2025年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2025年度の日本経済は、緩やかに持ち直しました。基調として物価の上昇ペースが名目賃金を上回る状況が続く中、個人消費は低調に推移しました。高市政権によるガソリン暫定税率の廃止や電気・ガス料金の補助は一時的に個人消費を下支えしました。投資面で民間住宅投資は、2025年4月に住宅の省エネルギー基準が厳しくなったため、駆け込み需要があった反動で大幅減となった後、持ち直しました。また、設備投資に関しては、主にサービス業を中心に人手不足対応のための省人化投資、ソフトウェア投資の伸びにより緩やかに増加しました。貿易収支は、円安や地政学リスク等を主な要因とするエネルギー、穀物資源等の供給網の不安定化を背景に赤字傾向が続きました。

日経平均株価は、荒い値動きを伴いつつ、2026年2月下旬に過去最高値を更新しました。年度初には、米トランプ大統領の関税政策への懸念から世界的に株価は下落したものの、反発し、徐々に株価上昇は鮮明化しました。主に、世界的なAI関連分野の成長期待の高まりから、半導体関連分野で業績期待は高まりました。また、主要通貨に対する円安進行による業績かさ上げ期待も株価上昇を支えました。2月末にイラン戦争が発生すると、原油や天然ガスの供給減少懸念からインフレ懸念は高まりました。また、基礎資材の不足から景気は減速する恐れが高まり、世界的に株価は調整しました。年度末の日経平均株価は5万1,000円台で終了しました。

長期金利は、上昇しました。円安進行、エネルギー価格などの価格上昇懸念を背景に、わが国の消費者物価指数は高止まりするとの懸念はくすびりました。また、高市政権の責任ある積極財政指針により、わが国の財政状態は急速に悪化するとの懸念も高まりました。こうした中、日銀が追加の利上げを慎重に進めるとの観測も、金利上昇要因となりました。2026年1月、10年国債の流通利回り(長期金利)は2.35%台まで上昇しました。その後、高市首相が国債増発などを明言しなかったことから金利は低下したものの、イラン戦争の発生を機に世界的に物価上昇懸念は再燃しました。長期金利は、2.35%台にまで上昇して期末を迎えました。

ロ. 当社の運用方針

当社は、資産と負債の総合管理に基づき、保険負債の特徴を鑑み、資産運用を行っております。具体的には、流動性が高く、信用性が高い円建債券を中心に資産を振り向けております。また、効率的な運用を行うために、限定的に投資信託等にも投資を行っております。

ハ. 運用実績の概要

2025年度末における一般勘定資産の残高は、前年度末より19,180百万円増加し166,702百万円(対前年度末比113.0%)となりました。なお、公社債は1,512百万円増加し45,404百万円(対前年度末比103.4%)、株式は27百万円減少し110百万円(対前年度末比80.2%)、外国証券は4百万円減少し1,739百万円(対前年度末比99.7%)となっております。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が967百万円、有価証券売却益が718百万円となり、全体では1,686百万円となりました。一方、資産運用費用は466百万円となり、この結果資産運用収支は1,220百万円となりました。

ニ. トピックス

2025年度は、負債のデデュレーションに整合させるため、責任準備金対応債券として超長期国債の組入れを積極的に増やしました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

	2024年度末		2025年度末	
区分	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,592	6.5	10,917	6.5
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	1,000	0.6
有価証券	53,797	36.5	55,138	33.1
公社債	43,891	29.8	45,404	27.2
株式	137	0.1	110	0.1
外国証券	1,743	1.2	1,739	1.0
公社債	1,743	1.2	1,739	1.0
株式等	—	—	—	—
その他の証券	8,024	5.4	7,884	4.7
貸付金	—	—	—	—
保険約款貸付	—	—	—	—
一般貸付	—	—	—	—
不動産	61	0.0	85	0.1
繰延税金資産	1,569	1.1	1,861	1.1
その他	82,688	56.1	97,779	58.7
貸倒引当金	△ 187	△ 0.1	△ 78	△ 0.0
合計	147,522	100.0	166,702	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

(単位：百万円、％)

□. 資産の増減

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	3,539	1,324
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△ 9,400	1,000
有価証券	△ 29,336	1,340
公社債	△ 25,002	1,512
株式	△ 226	△ 27
外国証券	△ 1,915	△ 4
公社債	△ 1,915	△ 4
株式等	—	—
その他の証券	△ 2,191	△ 140
貸付金	—	—
保険約款貸付	—	—
一般貸付	—	—
不動産	△ 13	23
繰延税金資産	416	291
その他	1,738	15,091
貸倒引当金	△ 136	108
合計	△ 33,192	19,180
うち外貨建資産	—	—

(単位：百万円)

(2) 運用利回り

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	0.00	0.00
有価証券	1.05	2.46
うち公社債	0.04	0.74
うち株式	0.00	0.00
うち外国証券	0.60	△ 0.04
貸付金	—	—
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	0.20	0.78

(単位：％)

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 保険業法第112条評価益は当社は計上していません。

(3) 主要資産の平均残高

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	18,762	9,834
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	125
有価証券	72,908	54,643
うち公社債	61,633	45,802
うち株式	286	146
うち外国証券	2,643	1,746
貸付金	—	—
うち一般貸付	—	—
不動産	70	89
一般勘定計	181,146	155,625
うち海外投融資	2,643	1,746

(単位：百万円)

(4) 資産運用収益明細表

区分	2024年度	2025年度
利息及び配当金等収入	852	967
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	10	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	463	718
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合計	1,325	1,686

(単位：百万円)

(5) 資産運用費用明細表

区分	2024年度	2025年度
支払利息	3	1
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	547	342
有価証券評価損	213	27
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	17	25
貸倒引当金繰入額	173	69
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合計	954	466

(単位：百万円)

(6) 利息及び配当金等収入明細表

区分	2024年度	2025年度
預貯金利息	—	0
有価証券利息・配当金	852	966
公社債利息	526	665
株式配当金	4	0
外国証券利息配当金	15	11
貸付金利息	—	—
不動産賃貸料	—	—
その他共計	852	967

(単位：百万円)

(7) 有価証券売却益明細表

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	1	0
株式等	—	—
外国証券	0	—
その他共計	463	718

(単位：百万円)

(8) 有価証券売却損明細表

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	497	341
株式等	—	—
外国証券	4	0
その他共計	547	342

(単位：百万円)

(9) 有価証券評価損明細表

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	—	—
株式等	213	27
外国証券	—	—
その他共計	213	27

(単位：百万円)

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券の残存期間別残高及びその合計額

区分	2024年度末							2025年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
有価証券	630	5,355	4,359	7,954	7,189	28,308	53,797	1,858	3,800	3,727	2,532	7,373	35,845	55,138
国債	—	—	—	—	—	20,059	20,059	—	—	—	—	—	27,769	27,769
地方債	22	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—
社債	607	4,565	3,588	7,771	7,189	87	23,809	1,659	2,438	3,727	2,354	7,373	81	17,634
株式	—	—	—	—	—	137	137	—	—	—	—	—	110	110
外国証券	—	789	771	182	—	—	1,743	199	1,361	—	178	—	—	1,739
公社債	—	789	771	182	—	—	1,743	199	1,361	—	178	—	—	1,739
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	8,024	8,024	—	—	—	—	—	7,884	7,884
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	630	5,355	4,359	7,954	7,189	28,308	53,797	1,858	3,800	3,727	2,532	7,373	35,845	55,138

(単位：百万円、%)

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含みます。

(13) 業種別株式保有明細表

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
金融・保険業	87	63.7	60	54.8
保険業	87	63.7	60	54.8
サービス業	50	36.3	50	45.2
合計	137	100.0	110	100.0

(単位：百万円、%)

※業種区分は証券コード協会の業種別分類項目に準拠しています。

(14) 貸付金明細表

該当ありません。

(15) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(16) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(17) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(18) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(19) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2024年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	75	4	3	14	61	124	66.9
	リース資産	2	—	—	1	1	5	85.0
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	76	0	0	20	56	276	83.0
	合計	154	5	4	36	119	407	77.3
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2025年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	61	40	0	16	85	136	61.4
	リース資産	1	2	—	1	1	7	78.7
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	56	129	0	61	124	337	73.0
	合計	119	172	0	79	212	480	69.4
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

区分	2024年度末	2025年度末
不動産残高	61	85
営業用	61	85
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	—	—

(単位：百万円)

(20) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(21) 固定資産等処分損明細表

区分	2024年度	2025年度
有形固定資産	4	0
土地	—	—
建物	3	0
リース資産	—	—
その他	0	0
無形固定資産	0	0
その他	—	—
合計	4	0
うち賃貸等不動産	—	—

(単位：百万円)

(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(23) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	2,027	100.0	1,960	100.0
小計	2,027	100.0	1,960	100.0

(単位：百万円、%)

二. 合計

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	2,027	100.0	1,960	100.0

(単位：百万円、%)

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

区分	2024年度末								2025年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	金額	占率	公社債金額	占率	株式等金額	占率	金額	占率	金額	占率	公社債金額	占率	株式等金額	占率	金額	占率
北米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	1,743	100.0	1,743	100.0	—	—	—	—	1,739	100.0	1,739	100.0	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,743	100.0	1,743	100.0	—	—	—	—	1,739	100.0	1,739	100.0	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(24) 海外投融資利回り

区分	2024年度	2025年度
海外投融資利回り	0.60	△ 0.04

(単位：%)

Ⅵ－5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

区分	2024年度末						2025年度末					
	帳簿価額	時価	差損益	うち差益		うち差損	帳簿価額	時価	差損益	うち差益		うち差損
				うち差益	うち差損					うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	20,059	15,133	△ 4,926	—	4,926	—	20,101	11,638	△ 8,463	—	8,463	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	7,668	6,770	△ 897	—	897	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	34,030	33,685	△ 345	1,133	1,479	—	27,936	28,315	378	1,666	1,287	—
公社債	24,937	23,832	△ 1,105	—	1,105	—	18,861	17,634	△ 1,226	—	1,226	—
株式	84	84	—	—	—	—	57	57	—	—	—	—
外国証券	1,800	1,743	△ 56	—	56	—	1,800	1,739	△ 61	—	61	—
公社債	1,800	1,743	△ 56	—	56	—	1,800	1,739	△ 61	—	61	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	7,208	8,024	816	1,133	317	—	6,217	7,884	1,666	1,666	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—	—
合計	54,090	48,818	△ 5,272	1,133	6,405	—	55,706	46,723	△ 8,982	1,666	10,649	—
公社債	44,997	38,965	△ 6,031	—	6,031	—	46,631	36,043	△ 10,587	—	10,587	—
株式	84	84	—	—	—	—	57	57	—	—	—	—
外国証券	1,800	1,743	△ 56	—	56	—	1,800	1,739	△ 61	—	61	—
公社債	1,800	1,743	△ 56	—	56	—	1,800	1,739	△ 61	—	61	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	7,208	8,024	816	1,133	317	—	6,217	7,884	1,666	1,666	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—	—

(単位：百万円)

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式は本表から除いています。

市場価格のない株式の帳簿価額は以下のとおりです。

区分	2024年度末	2025年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	53	53
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	53	53
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
合計	53	53

(単位：百万円)

(2) 金銭の信託の時価情報

区分	2024年度末						2025年度末					
	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益		うち差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益		うち差損
				差益	差損					差益	差損	
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—	—

(単位：百万円)

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。

Ⅶ．保険会社の運営

Ⅶ－１ リスク管理の体制

23、24 ページをご参照ください。

Ⅶ－２ 法令遵守の体制

20 ページをご参照ください。

Ⅶ－３ 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

保険業法第121条第1項第1号の規定に基づき、第三分野の保険契約の責任準備金について積立の合理性及び妥当性について以下のとおり検証を行いました。

(1) 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

平成10年大蔵省告示第231号及び平成12年6月金融監督庁・大蔵省告示第22号の規定に基づき、過去の保険金等の支払実績の推移をもとに、将来10年間の各年度において、保険事故発生率が変動することによる保険金等の増加を確率97.7%でカバーする水準の積立額を保険料積立金として、確率99%でカバーする水準の積立額を危険準備金として確保するものとしております。

(2) 将来の保険金等の増加を一定確率でカバーする水準の発生率の設定方法

上記計算のために、過去3年間の保険金等の支払実績の推移をもとに将来の発生率の変動を予測し、支払増加のリスクを確率99%および97.7%の水準でカバーする発生率を設定しております。その設定方法の合理性・妥当性について、保険数理に基づき確認を行いました。

(3) 負債十分性テスト、ストレステストの結果(保険料積立金、危険準備金の額)

区分	2024年度末	2025年度末
保険料積立金	101	81
危険準備金	899	1,199

(単位：百万円)

Ⅶ－４ 当該生命保険会社が法第105条の2第1項第1号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手当実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

22ページをご参照ください。

Ⅶ－５ 個人情報保護について

21ページをご参照ください。

Ⅶ－６ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

22ページをご参照ください。

Ⅷ．特別勘定に関する指標等

Ⅷ－１ 特別勘定資産残高の状況

	2024年度末	2025年度末
区分	金額	金額
個人変額保険	2	1,778
個人変額年金保険	106	116
団体年金保険	—	—
特別勘定計	108	1,894

(単位：百万円)

Ⅷ－２ 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

運用環境

日本株式市場

2025年度(2025年4月～2026年3月)の日本株式市場は上昇し、過去最高値を更新しました。年度初、3万5,000円台でスタートした日経平均株価は、米トランプ大統領の相互関税の懸念から急落し、一時3万1,000円台に下げました。その後、トランプ大統領はいつもおじけづいて退く(TACO)との見方が広がるに連れ、日経平均株価をはじめ世界株は急速に値を戻しました。円安に加え、人工知能(AI)関連分野の成長期待は急速に高まり、国内企業の業績拡大期待は盛り上がり、10月には5万円台に日経平均株価は上昇しました。2026年2月下旬には、AIによる業務効率化などが企業業績のみならず、経済成長を加速させるとの観測が高まり、5万8,000円台まで日経平均株価は上昇しました。その後、年度末にかけては、イラン戦争の発生によって一時的にリスク回避的なムードが広がり、5万1,000円台で終了しました。

日本債券市場

年度初、国内の10年国債の流通利回り(長期金利)は1.50%程度でスタートしました。年度末の長期金利は2.3%台にまで上昇し、年度を通して金利の上昇は鮮明でした。4月は、トランプ大統領の関税政策への懸念から、一時的に長期金利は低下し、1.20%を下回る場面がありました。その後、相互関税などへの懸念が後退すると、長期金利は緩やかに上昇しました。主な要因は、国内の物価上昇懸念の高まり、日本銀行による追加利上げの警戒感などでした。10月、自由民主党総裁選挙で高市早苗氏が新総裁に決定し、高市内閣が発足すると金利上昇は加速しました。総理が重視する責任ある積極財政政策によって、国債の発行が増加し、財政状況が悪化すると懸念が高まった影響は大きく、12月中旬、長期金利は2.0%を上回る水準に上昇しました。2026年年明け以降も金利上昇圧力は続きました。2月末にイラン戦争が発生すると、世界的なリスクオフの流れから一時長期金利は低下したものの、原油価格上昇によるインフレ懸念の高まり、補正予算策定に伴う国債増発懸念などが高まり、再度、長期金利は上昇しました。年度末、長期金利は2.3%台で取引を終了しました。

外国株式市場

年度初、米国のニューヨークダウ工業株30種平均株価(NYダウ)はトランプ関税によって世界経済の成長率が低下するとの懸念に影響され、4万2,000ドル台から3万8,000ドルを下回る水準まで下落してスタートしました。4月中旬までトランプ政権の政策への懸念と楽観が交錯し、米国株式市場はもみ合いました。その後、トランプ大統領が関税交渉を進める姿勢を示すと、投資家のリスク許容度は回復しました。AI関連事業の成長加速期待が高まった情報通信、電気通信メディア関連の銘柄を中心に米国株は上昇し、11月中旬にNYダウは4万8,000ドル台を付けました。年明け以降もNYダウをはじめ米国の主要株式インデックスは上昇基調を保ち、2月には一時5万ドルの大台に載せました。その後は、イラン戦争の発生によって世界全体で景気減速と物価の上昇が同時に進むとの懸念が高まりました。3月下旬にNYダウは4万5,000ドル台まで下落し、年度末を迎えました。2025年度の独DAX指数は、基本的に米国株式市場の推移をフォローする展開となりました。年度初はトランプ関税の懸念から大きく下げ、その後は反発しました。米国と比較した場合、AI関連の有力企業が見当たらないことなどの影響から2025年夏ごろから年末にかけてのDAX市場は概ね横ばい圏で推移しました。2026年の年明け以降は、世界的な株高につられてDAXも上昇しました。2月以降はイラン戦争の影響で欧州株も下落しましたが、年度初を上回る水準でDAXは年度末を迎えました。

外国債券市場

年度初、米国10年国債の流通利回り(米長期金利)は、4.2%台でスタートしました。4月上旬、トランプ関税による世界的な景気減速の懸念やトランプ政権の政策への楽観は交錯し、米長期金利はもみ合う展開となりました。5月下旬にかけての金利変動幅は、4.00%程度から4.60%程度とかなり大きなものでした。6月以降は、トランプ政権が連邦準備制度理事会(FRB)に対して利下げ要請を強めたことや関税による米国の個人消費の減速警戒感などを背景に、金利は変動を伴いつつ、12月上旬まで下落基調で推移しました。その後は、米国企業が関税コストを価格に転嫁するとの警戒感の高まりなどから長期金利はやや水準を戻しました。2月にイラン戦争が発生すると、一時長期金利は4.0%を下回る水準に低下したのち、原油価格の上昇などを背景とするインフレ懸念の高まりから反転し、4.3%台で年度末を迎えました。独長期金利は年度初から2月末にかけて2.75%程度を挟んでもみ合いました。年度初はトランプ関税への懸念が質への逃避を誘い、独長期金利は低下しました。その後は、欧州中央銀行の金融政策に関する思惑や欧州経済の減速懸念から明確な方向感が出づらいつながり状況が続きました。イラン戦争の発生後は米長期金利と同様の推移となり、年度末は3.0%程度で終了しました。

外国為替市場

2025年度の外国為替市場で、円は米ドルやユーロに対して独歩安の展開となりました。米ドル/円の為替レートは、年度初のとランプ関税に対する懸念上昇から一時、1ドル＝140円台後半まで円が買い戻されました。その後、関税への警戒感が残ったものの、わが国の実質金利がマイナスであることなどを背景に円の減価圧力は上昇しました。2025年の年末は1ドル＝156円程度までドル高・円安が進行しました。イラン戦争の発生直後は、円が反発したものの、短期間でドル買いが優勢となり、年度末は160円近辺まで円は下落しました。対ユーロでも円の下落は鮮明化しました。ユーロ/円の為替レートの推移は、概ねドル/円同様の動きとなりました。年度末は1ユーロ＝184円台で終了しました。

運用内容

このような運用環境の中、各特別勘定において、主な投資対象(投資信託)への投資を行い、その投資割合を年間を通して高い水準で維持し続けました。

Ⅷー3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

● 個人変額保険

(1) 保有契約高

区分	2024年度末		2025年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	—	—	18,681	202,903
変額保険(終身型)	—	—	—	—
合計	—	—	18,681	202,903

(単位：件、百万円)

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	1	50.0	11	0.6
金銭の信託	—	—	571	32.1
有価証券	1	50.0	1,194	67.2
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	954	53.7
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他	—	—	954	53.7
その他の証券	1	50.0	240	13.5
貸付金	—	—	—	—
その他	—	—	0	0.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	2	100.0	1,778	100.0

(単位：百万円、%)

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

区分	2024年度	2025年度
	金額	金額
利息配当金等収入	—	—
金銭の信託運用益	—	2
有価証券売却益	—	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	—	148
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
金銭の信託運用損	—	12
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	—	—
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	—	137

(単位：百万円)

(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	—	—	1,766	134

(単位：百万円)

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

② 金銭の信託の時価情報

区分	2024年度末					2025年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	—	—	—	—	—	571	571	—	—	—

(単位：百万円)

③ 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

● 個人変額年金保険

(1) 保有契約高

区分	2024年度末		2025年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	17	41	16	39

(単位：件、百万円)

(2) 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	1	1.1	0	0.9
有価証券	104	98.9	115	99.1
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	104	98.9	115	99.1
貸付金	—	—	—	—
その他	0	0.0	0	0.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	106	100.0	116	100.0

(単位：百万円、%)

(3) 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

区分	2024年度	2025年度
	金額	金額
利息配当金等収入	—	—
有価証券売却益	12	4
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2	12
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	0	0
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	10	—
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	4	16

(単位：百万円)

(4) 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	105	△ 7	115	12

(単位：百万円)

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ 個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

チューリッヒ生命保険株式会社

〒164-0001 東京都中野区中野4丁目10番2号

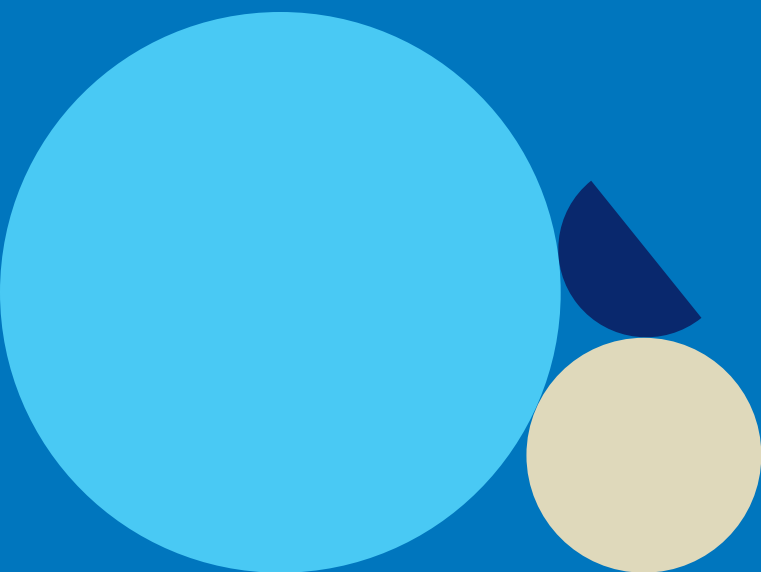
中野セントラルパークサウス16 階

TEL : 03-6832-1101 (大代表)

FAX : 03-6832-1620

<https://www.zurichlife.co.jp/>

※本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



チューリッヒ生命保険株式会社

〒164-0001 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス 16階
TEL 03-6832-1101 FAX 03-6832-1620

この冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。